第６次狭山市障害者福祉プラン

～　地域共生社会の実現をめざして　～

ともに支え合い、だれもがいきいき安心して暮らせるまち・さやま

令和６年度～令和８年度

令和６年３月

狭　　山　　市

「第６次狭山市障害者福祉プラン」の策定にあたって

本市では、令和３年度に策定した「第５次狭山市障害者福祉プラン」に掲げた「地域共生社会の実現」に向け、地域のあらゆる住民が役割や生きがいを持ち、支え合いながら互いの立場を尊重し、住み慣れた地域でいきいきと生活できるよう障害者施策を推進してまいりました。

この間、令和５年３月には「狭山市手話言語条例」を制定し、手話は言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解及び普及に向けての取り組みを行っているところであります。

令和５年６月には、障害者差別解消法の改正により事業者への合理的配慮が義務付けられ、障害者総合支援法の改正により障害者等の地域生活の支援体制の充実、多様な就労ニーズへの支援及び障害者雇用の質の向上の推進等が定められました。

また、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが「５類」へ移行し、市民生活が日常を取り戻しつつある中、年始を襲った令和６年能登半島地震は、改めて災害はいつ、どこで起きてもおかしくないことを思い知らされる出来事となりました。

第６次狭山市障害者福祉プランにおいても、災害等における対応をはじめ、障害のあるなしに関わらず、すべての人がともに支えあい、安心して暮らせる「地域共生社会の実現」に向けた取り組みを行ってまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました狭山市障害者福祉プラン懇談会委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメントなどによりご意見をいただきました障害者団体・事業者の皆様や市民の皆様に心からお礼を申し上げます。

令和６年３月

狭山市長　小谷野　　剛

目　次

第１章　序　　論
第１節　計画の策定にあたって 3
１．計画策定の趣旨 3
２．計画の位置づけ 3
３．計画策定の背景 4
４．諸計画との関係 5
５．計画期間 5
第２節　狭山市における障害者の現状と障害者をめぐる課題 6
１．障害者の現状 6
２．第５次狭山市障害者福祉プランの取組状況 15
３．計画策定に係るアンケート調査結果及びヒアリング調査結果 19
第２章　計画の基本的な考え方
第１節　第６次狭山市障害者福祉プランの基本的な考え方 35
１．基本理念 35
２．基本方針 36
３．基本施策 37
４．施策体系図 38
第３章　施策の概要
基本施策１　相互理解と権利擁護の取り組みの充実 43
施策１　障害への理解促進 43
施策２　協働体制の充実《重点施策》 44
施策３　権利擁護の充実 45
基本施策２　保育・教育体制の充実 46
施策１　就学前の支援体制の充実 46
施策２　就学後の支援体制の充実 47
基本施策３　社会参加の支援 48
施策１　文化・スポーツ活動の充実 48
施策２　外出支援の充実 48
基本施策４　就労の支援 49
施策１　就労支援の充実《重点施策》 49
基本施策５　相談支援体制の充実 51
施策１　情報提供の充実《重点施策》 51
施策２　ケアマネジメント体制の充実 52
基本施策６　福祉・保健・医療施策の推進 53
施策１　福祉施策の推進《重点施策》 53
施策２　保健・医療施策の推進 55
基本施策７　やさしいまちづくりの推進 56
施策１　福祉のまちづくりの推進 56
施策２　防災体制の整備促進《重点施策》 57
施策３　住環境の整備 59

第４章　計画の目標値・サービスの見込量
１　サービス提供に関する基本的な考え方 63
２　令和８年度の成果目標 64
２－１　福祉施設の入所者の地域生活への移行 64
２－２　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 65
２－３　地域生活支援拠点等の整備 66
２－４　福祉施設から一般就労への移行 67
２－５　障害児支援の提供体制の整備 68
２－６　相談支援体制の充実・強化等 69
２－７　障害福祉サービスの質を向上させるための取り組み 70
３　障害者総合支援法に基づくサービスの見込量と確保方策 71
３－１　サービスの概要と必要な見込量と確保方策 71
４　児童福祉法に基づくサービスの見込み量と確保方策 77
４－１　サービスの概要と必要な見込量と確保方策 77
５　地域生活支援事業の見込量と確保方策 81
５－１　主な地域生活支援事業の見込量と確保方策 81
５－２　その他の地域生活支援事業（任意事業）の見込量と確保方策 86
第５章　障害者福祉プランの推進
１　計画の推進体制及び進行管理の方法 91
２　持続可能な地域共生社会のための施策の推進 93
資　料　編
１　狭山市障害者福祉プラン懇談会設置要綱 97
２　狭山市障害者福祉プラン懇談会委員名簿 99
３　施設一覧 100

【対象とする障害者】

障害者基本法において「障害者」とは、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある方であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と定義されています。

この計画では、障害者基本法に基づき、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持する方、発達障害のある方、高次脳機能障害のある方、難病患者などで日常生活や社会生活において支援を必要とするすべての方を対象としています。

第1章　序　　論

第１節　計画の策定にあたって

１．計画策定の趣旨

本市で策定している障害者福祉プランは、障害者基本法に基づく障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」）に基づく障害福祉計画、児童福祉法に基づく障害児福祉計画の３つの計画で構成されており、それぞれの法に市町村が定めるものとされています。

そこで、令和３年度から令和５年度までの３年間を計画期間とする「第５次狭山市障害者福祉プラン」に基づき、その基本理念である『～地域共生社会の実現をめざして～ともに支え合い、だれもがいきいき安心して暮らせるまち・さやま』の実現に向けて、各種の障害者施策を推進してきました。

その間には、令和４年度に障害者総合支援法の改正が公布され、障害者等*が希望する生活を営むことができる社会を実現するために、障害者等の地域生活及び就労を支援する内容の改正が行われました。

これらの法改正等の主旨を踏まえつつ、引き続き計画的かつ継続的な障害者施策を推進することを目的に、令和６年度から令和８年度を計画期間とする「第６次狭山市障害者福祉プラン」を新たに策定するものです。

２．計画の位置づけ

本計画は、本市の障害者施策を総合的かつ効果的に推進するために、
①障害者基本法に基づく障害者計画
②障害者総合支援法に基づく障害福祉計画
③児童福祉法に基づく障害児福祉計画
を一体として策定したものです。

	①障害者計画	②障害福祉計画	③障害児福祉計画
根拠法	障害者基本法　11 条３項	障害者総合支援法　第 88 条	児童福祉法　第 33 条の 20
計画期間	中長期	３年間	３年間
計画内容	障害者の自立と社会参加のための施策に関する基本的事項を定める	障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の必要量の見込み及び提供体制の確保に関して定める	障害児通所支援・相談支援の必要量の見込み及び提供体制の確保などに関して定める

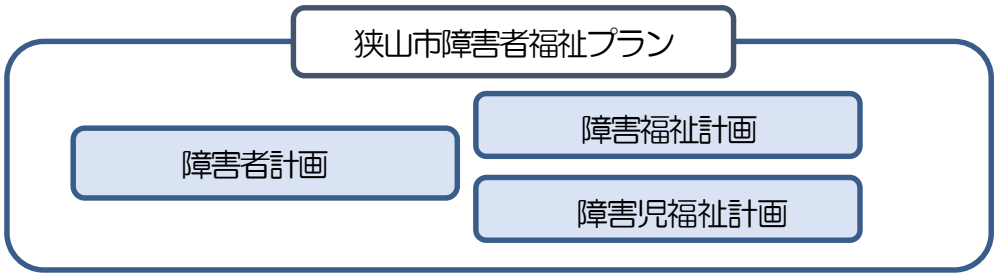

* 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、難病、その他の心身の機能の障害があり、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの

３．計画策定の背景

近年、障害者に関する法律や制度は、サービスの充実や権利擁護の推進など、障害者が地域の中で、安心して暮らせる環境を整備するため毎年のように改正されています。また、国では、法の主旨を踏まえ、新たな都道府県計画や市町村計画の策定にあたり留意すべき事項を基本指針として取りまとめ、これを参考に計画を策定するよう各地方公共団体に通知しています。このようなことから、本計画は、法改正の状況や国及び県の動向などを踏まえ策定します。

① 障害者関連法整備の主な動き（障害者基本法改正以降）

H23 ◇障害者基本法の一部を改正する法律の施行

障害の有無による差別の禁止、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生社会を実現する目的規定の見直し、障害者の定義の見直などが規定されました。

H24 ◇障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」）の施行

国や自治体、施設は障害者虐待防止に努め発見者の通報の義務づけ等、具体的な対策を規定しました。

H25 ◇障害者総合支援法の施行

〝共生社会の実現〟のため、基本理念に社会参加の機会の確保と地域共生、社会的障壁の撤廃が明記されました。

◇国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」）の施行

障害者就労施設の発展を促進し、物品調達の推進や受注機会を確保するための事項を定め、需要の増進を図ることが明記されました。

◇成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律の施行

成年被後見人の選挙権等を回復し、代理投票の補助者要件を調整して公正な選挙を確保することが明記されました。

H26 ◇障害者権利条約の批准

障害者の尊厳の尊重を促進し、権利実現のための措置等を規定した初めての国際条約に批准しました。

◇難病の患者に対する医療等に関する法律の施行

難病患者に対する医療費助成を法定化し、その医療費に消費税収入を充てることができることなどが明記されました。

H28 ◇障害者差別解消法の施行

行政機関は障害者の要望に応じ、生活や社会参加の障壁を取り除く配慮が義務付けられました。

◇障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の施行

障害者への差別禁止や雇用での均等機会確保を規定し、合理的配慮などの措置が定められました。

◇成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行

成年後見制度の十分な普及を目指し、総合的で計画的な促進策が定められました。

H30 ◇障害者総合支援法及び児童福祉法の改正の施行

障害児の多様化するニーズへの対応、障害者の生活と就労支援、高齢者の介護保険サービスの円滑な利用促進などを含む全世代に関係する改正内容となり、地方自治体には「障害児福祉計画」の策定が義務付けられました。

Ｒ２ ◇社会福祉法の改正

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援・市町村の包括的な支援体制の構築の支援等が定められました。

Ｒ４ ◇障害者総合支援法の改正（公布）

障害者等の地域生活の支援体制の充実、就労支援及び障害者雇用の質の向上等が定められました。

４．諸計画との関係

本計画は、本市の上位計画である「狭山市総合計画」及び他の福祉計画との施策の整合を図り、一体的かつ効果的に推進します。

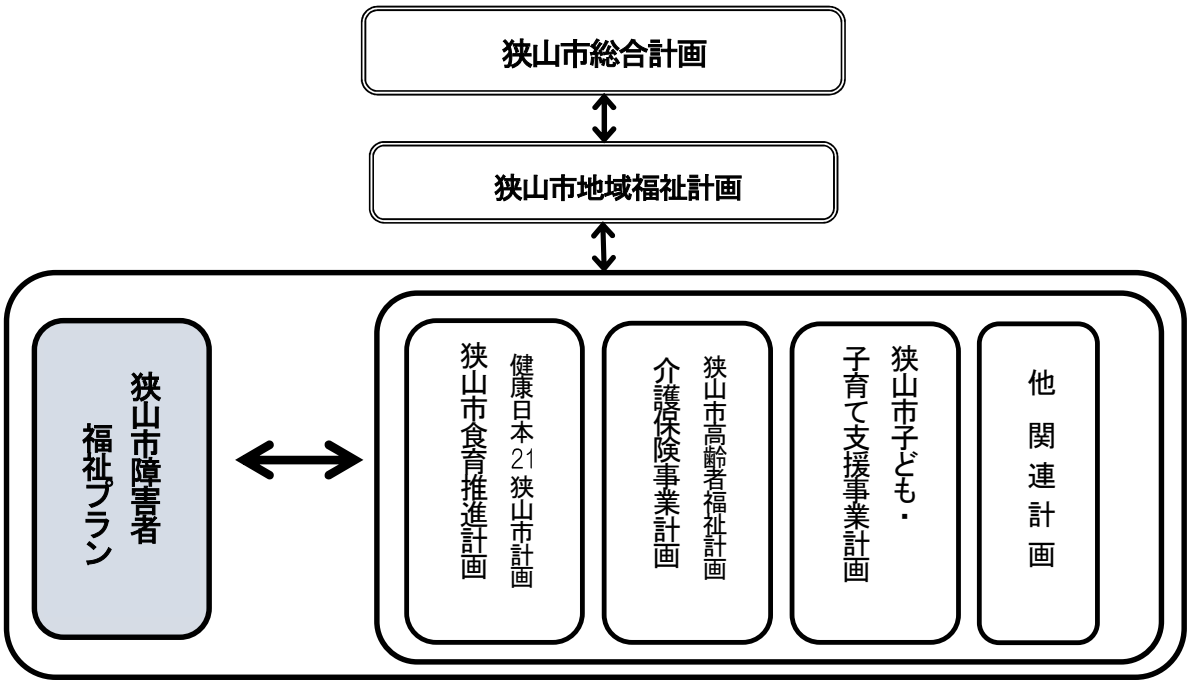

５．計画期間

本計画の期間は、令和６年度から令和８年度までの３年間とします。

年度	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
国	障害者基本計画（第４次）					障害者基本計画（第５次）				
	第５期　障害者福祉計画期間			第６期　障害者福祉計画期間			第７期　障害者福祉計画期間			
	第１期　障害児福祉計画期間			第２期　障害児福祉計画期間			第３期　障害児福祉計画期間			
県	第５期 埼玉県障害者支援計画			第６期 埼玉県障害者支援計画			第７期 埼玉県障害者支援計画			
市	第４次 狭山市障害者福祉プラン			第５次 狭山市障害者福祉プラン			第６次 狭山市障害者福祉プラン			

第２節　狭山市における障害者の現状と障害者をめぐる課題

１．障害者の現状

（１）狭山市の総人口

本市の人口は、令和 5 年 4 月 1 日現在、149,113 人で、近年ゆるやかな減少傾向が続いています。

その中で、65歳以上の高齢者は増加し、年齢別人口割合でみると高齢者の割合は平成31年の30.8%に対し、令和 5 年では 32.1%と 1.3 ポイント高くなっています。

人口の推移

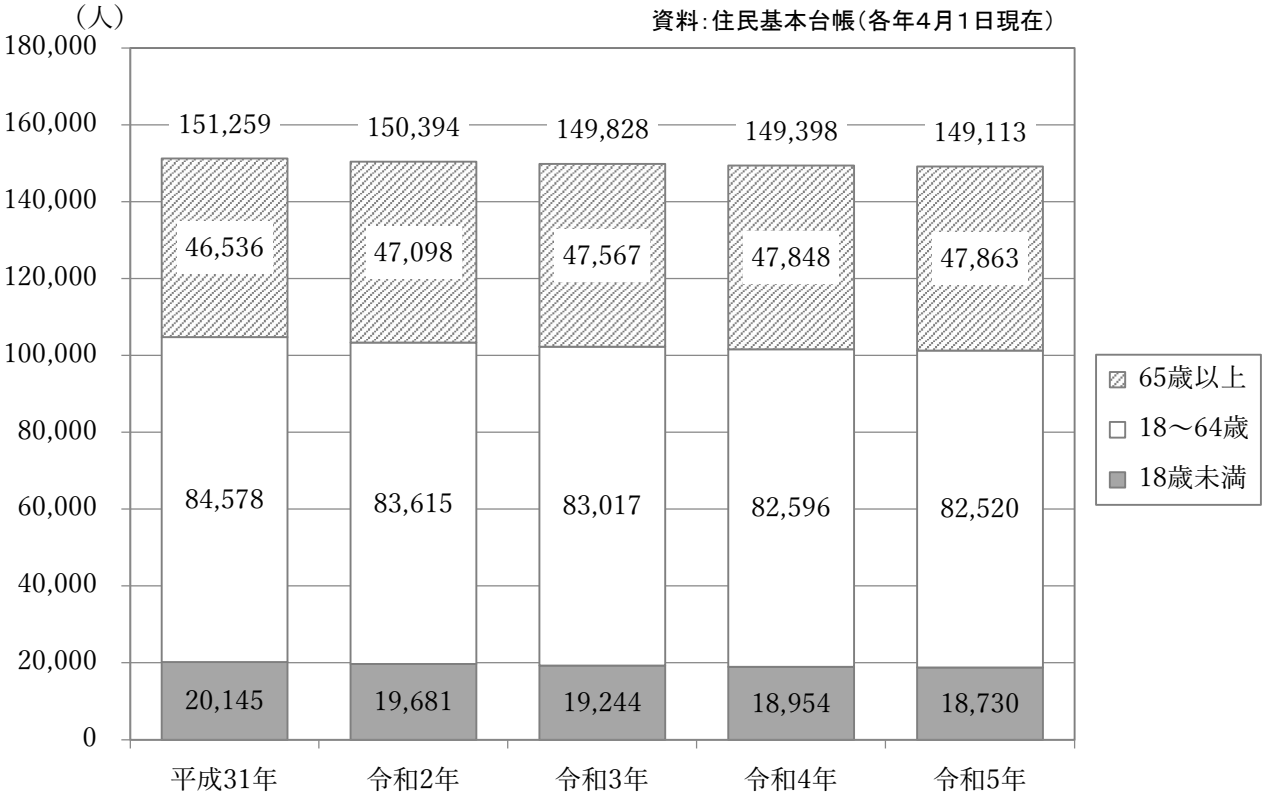

年齢別人口割合の推移

	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
65 歳以上	30.8%	31.3%	31.8%	32.0%	32.1%
18～64 歳	55.9%	55.6%	55.4%	55.3%	55.3%
18 歳未満	13.3%	13.1%	12.8%	12.7%	12.6%

（２）身体障害者

本市の令和５年４月１日現在の身体障害者手帳所持者数は 4,363 人となっており、令和５年４月１日現在の総人口 149,113 人の 2.9%にあたります。

手帳の等級別でみると、重度障害者（１級、２級）の割合が 49.9%とほぼ半数となっています。

なお、障害の種類別では「肢体不自由（上肢・下肢・体幹）」が 45.5%と最も多く、「内部障害」が 33.9%で続いています。このほか、聴覚・平衡機能障害が 9.5%、視覚障害が 8.0%、音声・言語そしゃく機能障害が 2.4%、免疫機能障害が 0.7%となっています。

また、年齢別構成では 65 歳以上が 72.7%と大きな割合を占めています。

手帳所持者の５年間の推移をみると総数や手帳の等級別割合に大きな変化は見られませんが、年齢別構成では高齢者が大きな割合を占めています。

身体障害者手帳所持者の等級別人数の推移

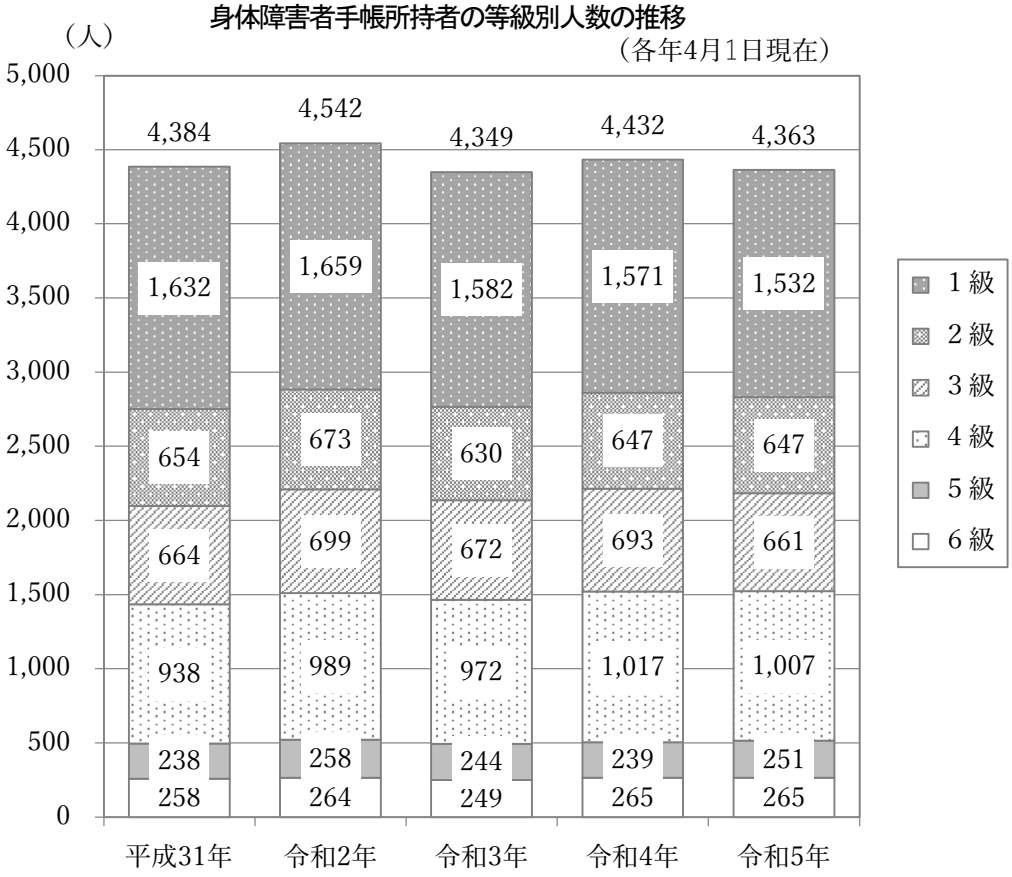

身体障害者手帳所持者の等級別割合の推移

（各年4月1日現在）

	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
1級	37.2%	36.5%	36.4%	35.5%	35.1%
2級	14.9%	14.8%	14.5%	14.6%	14.8%
3級	15.2%	15.4%	15.5%	15.6%	15.1%
4級	21.4%	21.8%	22.3%	22.9%	23.1%
5級	5.4%	5.7%	5.6%	5.4%	5.8%
6級	5.9%	5.8%	5.7%	6.0%	6.1%

※重度身体障害者：1級及び2級

身体障害者手帳所持者の種類別構成

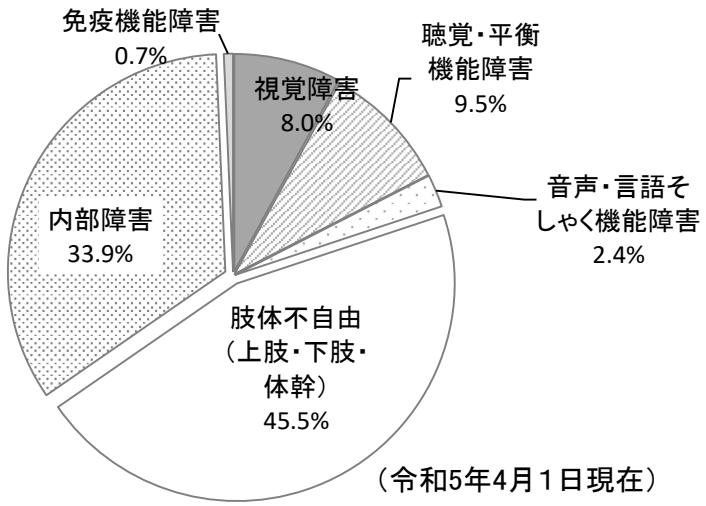

（令和5年4月１日現在）

種類別の構成　令和2.4.1時点との比較

種　類	R2	R5
肢体不自由	48.4%	45.5%
内部障害	32.8%	33.9%
聴覚・平衡機能	9.0%	9.5%
視覚障害	7.5%	8.0%
音声・言語そしゃく	1.7%	2.4%
免疫機能	0.6%	0.7%

身体障害者手帳所持者の年齢別構成の推移

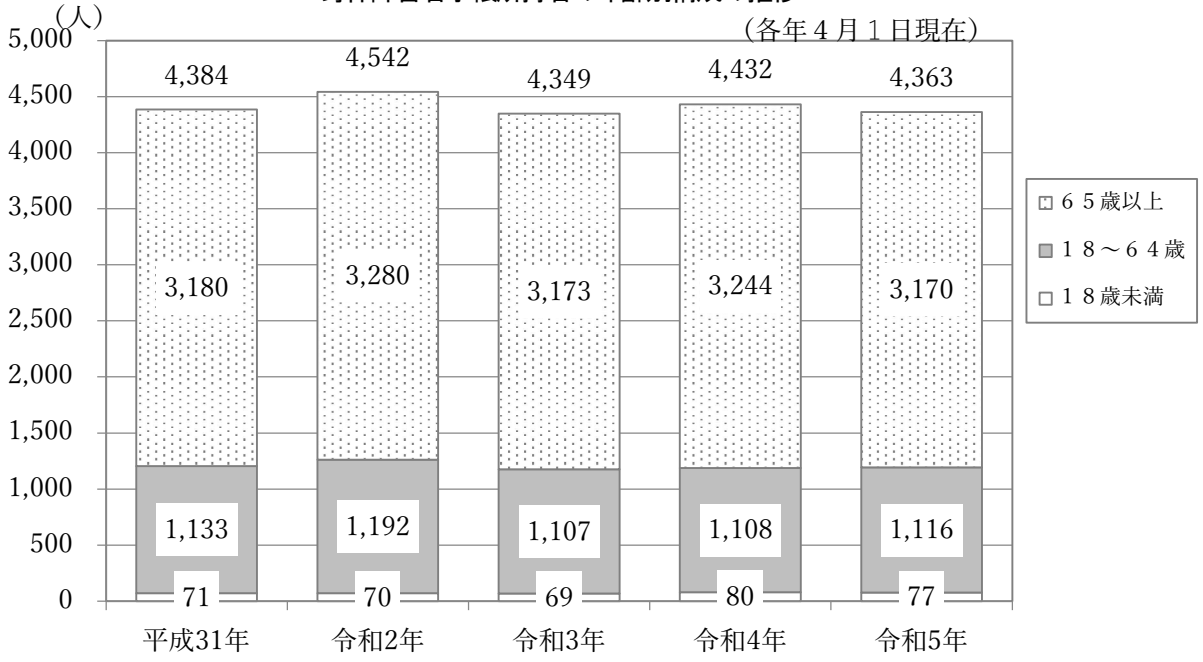

身体障害者手帳所持者の年齢別構成割合の推移

（各年4月1日現在）

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
65歳以上	72.5%	72.2%	73.0%	73.2%	72.7%
18～64歳	25.9%	26.2%	25.4%	25.0%	25.5%
18歳未満	1.6%	1.6%	1.6%	1.8%	1.8%

（３）知的障害者

本市の令和５年４月１日現在の療育手帳所持者は 1,120 人となっており、令和５年４月１日現在の総人口 149,113 人の 0.8%にあたります。

これを手帳の等級別でみると、重度障害者（最重度、重度）が 37.1%となっています。

年齢別構成では、18 歳未満が 28.1%、18～64 歳が 67.7%、65 歳以上が 4.2%となっています。

手帳所持者の推移をみると、手帳の等級別の割合では、重度の方が減少し軽度の方が増加しており、年齢別構成の割合では 18～64 歳が増加している状況です。

療育手帳所持者の等級別人数の推移

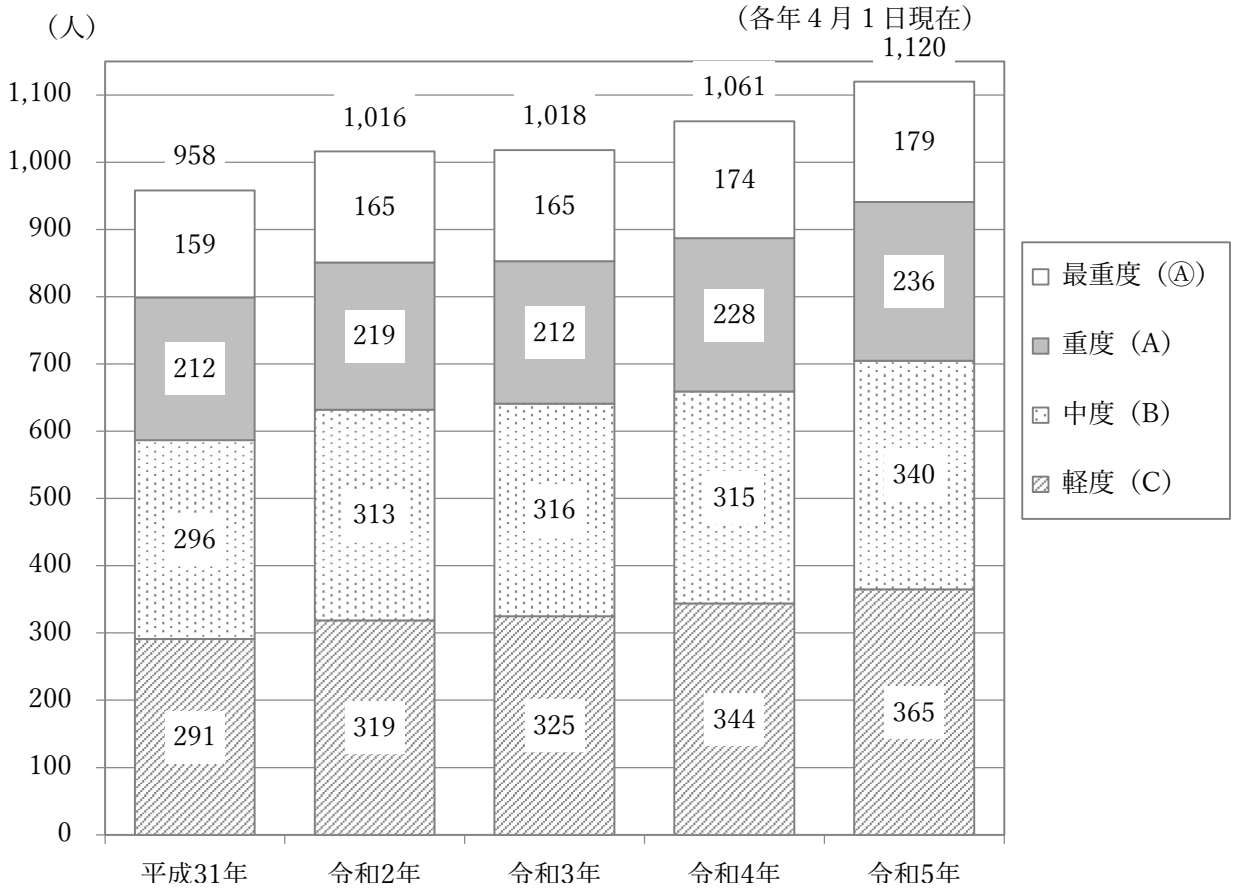

療育手帳所持者の等級別割合の推移

（各年4月1日現在）

	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
最重度(Ⓐ)	16.6%	16.2%	16.2%	16.4%	16.0%
重度(A)	22.1%	21.6%	20.9%	21.5%	21.1%
中度(B)	30.9%	30.8%	31.0%	29.7%	30.3%
軽度(C)	30.4%	31.4%	31.9%	32.4%	32.6%

※重度知的障害者:Ⓐ及びA

療育手帳所持者の年齢別構成の推移

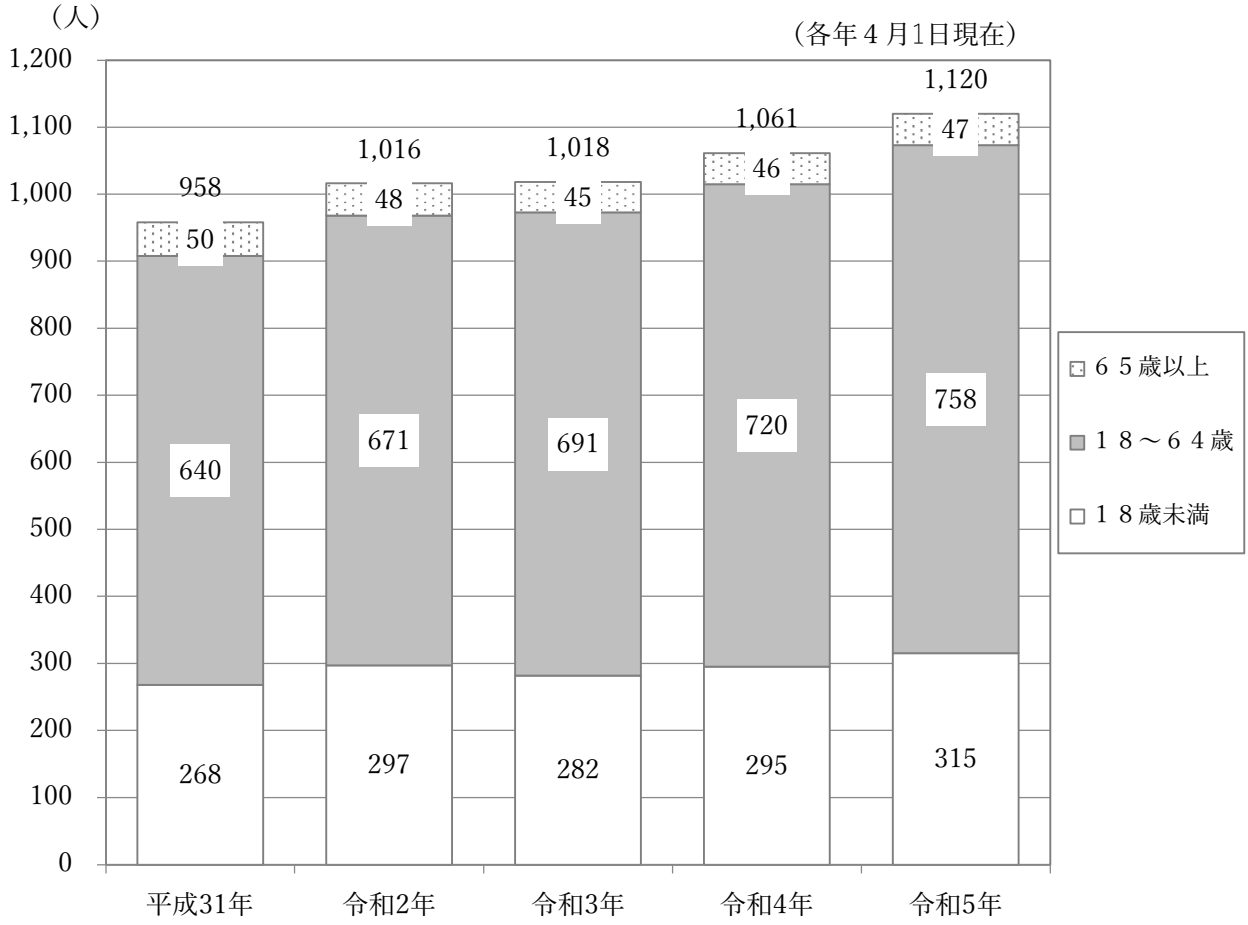

療育手帳所持者の年齢別構成割合の推移

（各年4月1日現在）

	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
65歳以上	5.2%	4.7%	4.4%	4.3%	4.2%
18～64歳	66.8%	66.1%	67.9%	67.9%	67.7%
18歳未満	28.0%	29.2%	27.7%	27.8%	28.1%

（４）精神障害者

本市の令和５年４月１日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者は 1,533 人となっており、令和５年４月１日現在の総人口 149,113 人の 1.0%にあたります。

手帳の等級別でみると、２級が 54.9%と最も多く、次に３級が 37.1%、１級が 8.0%となっています。年齢別構成でみると、18 歳未満が 2.2%、18～64 歳が 84.3%、65 歳以上が 13.6%となっており、５年間の推移をみると 18～64 歳と 18 歳未満の割合が増えています。

また、障害者自立支援医療（精神通院）受給者数は 2,522 人で、これは総人口の 1.7%にあたり、受給者数は年々増加しています。

疾病分類でみると、「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」と「気分障害」が特に多く、この二つの分類で 70.2%と全体の約７割を占めています。

精神障害者保健福祉手帳所持者、自立支援医療（精神通院）受給者の推移をみるとどちらも増加傾向にあります。

精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別推移

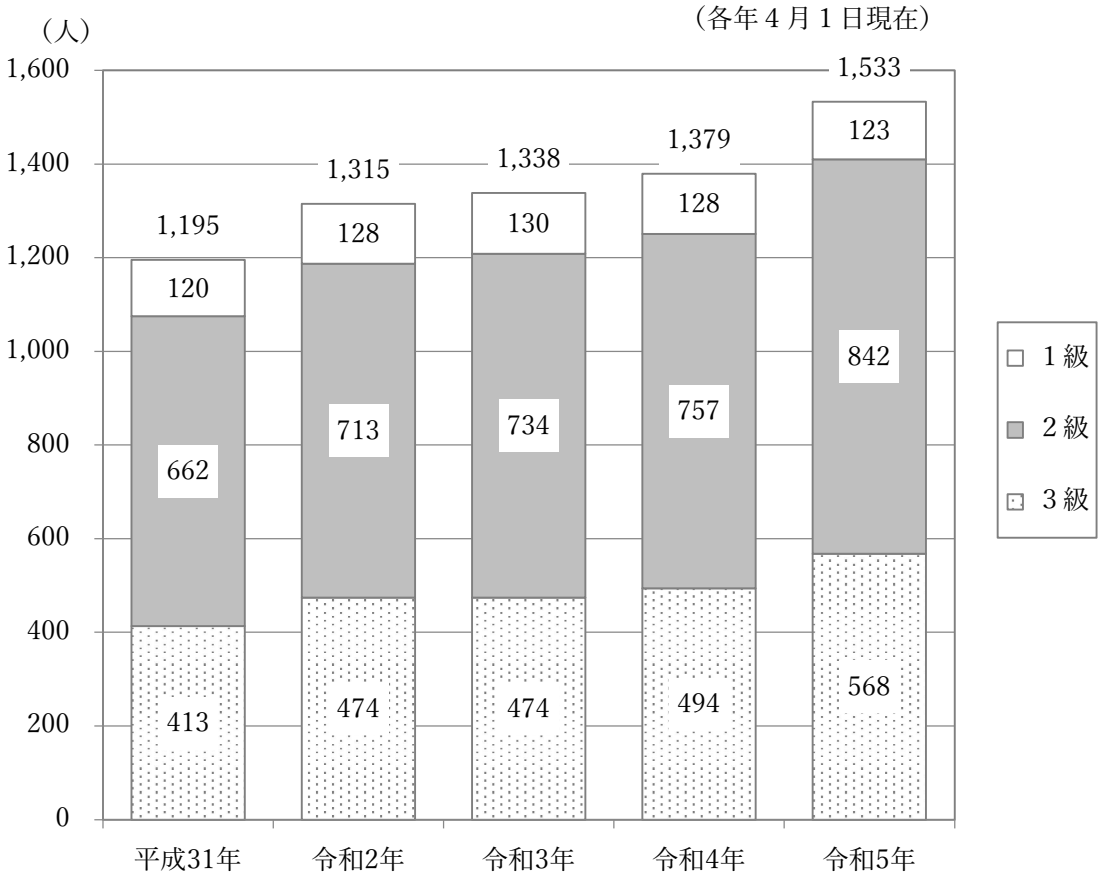

精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別割合の推移

（各年４月１日現在）

	平成31年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
１級	10.1%	9.7%	9.7%	9.3%	8.0%
２級	55.4%	54.2%	54.9%	54.9%	54.9%
３級	34.5%	36.1%	35.4%	35.8%	37.1%

※重度精神障害者：１級

精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢別構成の推移

（各年4月1日現在）

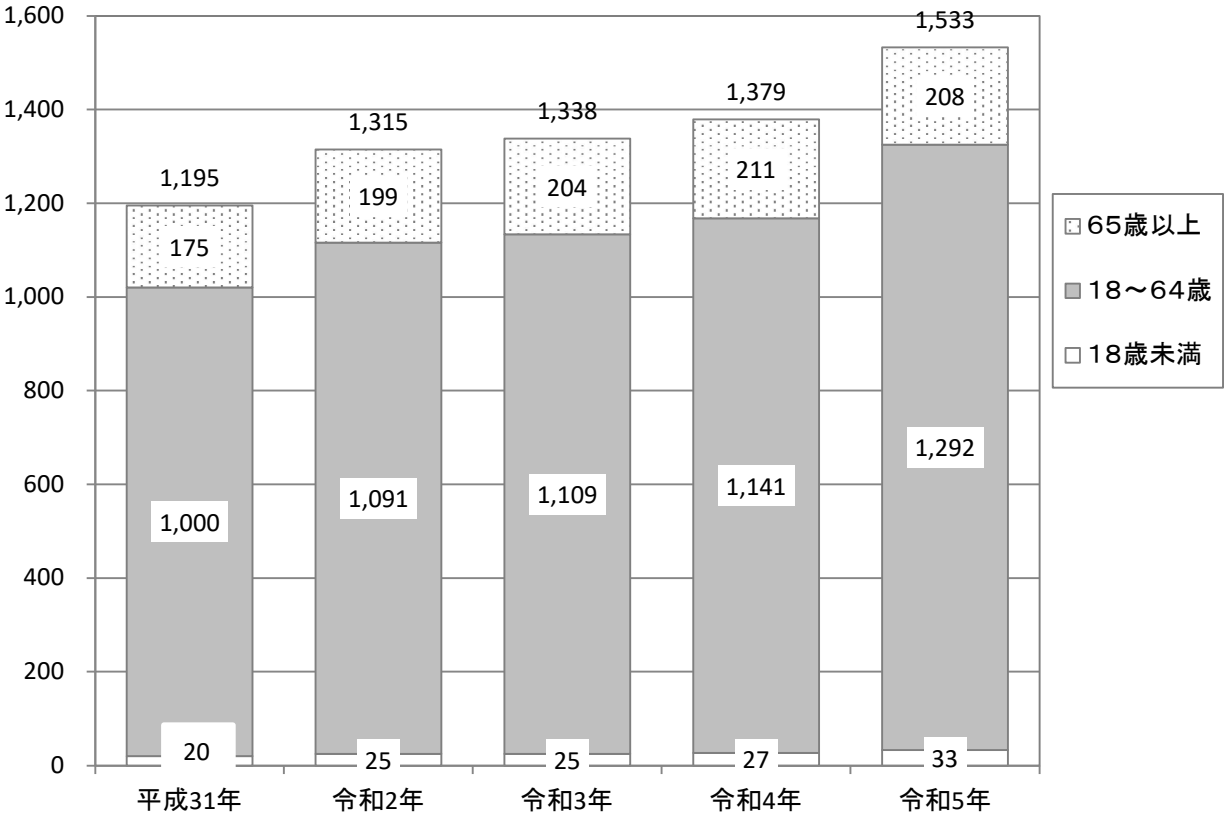

※　県が発表する数値とは、日付等の解釈が異なるため数値に差異があります

精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢別構成割合の推移

（各年4月1日現在）

	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
65歳以上	14.6%	15.1%	15.2%	15.3%	13.6%
18～64歳	83.7%	83.0%	82.9%	82.7%	84.3%
18歳未満	1.7%	1.9%	1.9%	2.0%	2.1%

障害者自立支援医療（精神通院）受給者の推移

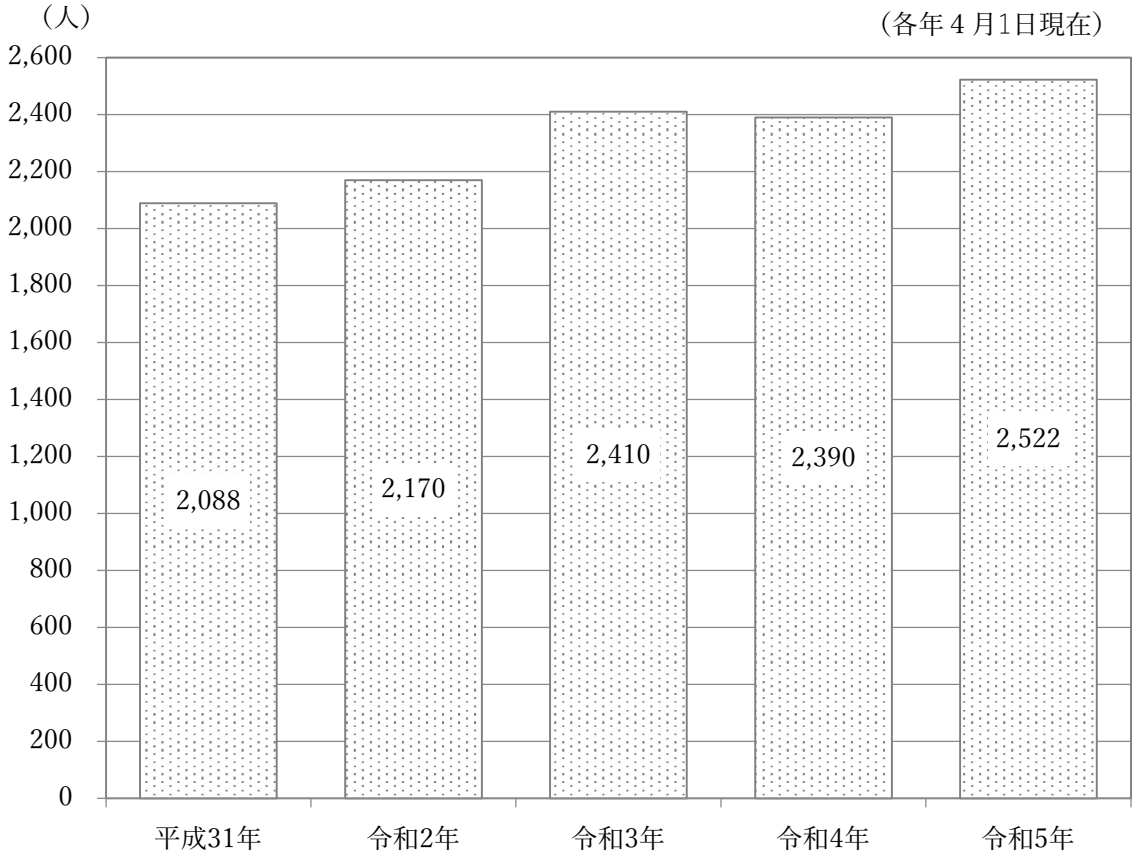

障害者自立支援医療（精神通院）受給者の疾病分類

（各年4月1日現在）

疾　病	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
症状性を含む器質性精神障害	51	52	58	70	61
精神作用物質使用による精神及び行動の障害	25	23	26	30	29
統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	716	730	579	712	726
気分障害（感情障害）	818	867	740	938	1,043
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	145	137	122	149	160
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	12	8	9	12	12
成人の人格及び行動の障害	16	14	10	13	14
知的障害（精神遅滞）	22	20	18	27	32
心理的発達の障害	73	93	105	119	141
小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	40	48	54	76	90
てんかん	100	120	110	149	162
その他の精神障害	0	2	0	0	0
分類不明	70	56	579	95	52
合　計	2,088	2,170	2,410	2,390	2,522

（5）難病患者

本市の令和５年 4 月 1 日現在の特定疾患等医療給付制度及び小児慢性特定疾病医療の受給者数は1,385 人となっており、令和 5 年 4 月 1 日現在の総人口 149,113 人の 0.9%となっております。また、受給者数は年々増加しています。

特定疾患医療受給者等の推移

（各年4月1日現在）

項　　目	平成 31 年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
特定疾患等医療受給者	1,149	1,156	1,253	1,240	1,261
小児慢性特定疾病医療受給者	141	132	132	142	124
合 計 ※	1,290	1,288	1,385	1,382	1,385

※　小児慢性特定疾病医療受給者の中には特定疾患医療受給者となっている方もおり、合計は実数とは異なります。

（６）障害支援区分の認定状況

本市の障害福祉サービスの支給決定者は、令和 5 年 4 月 1 日現在 1,037 人（実人数）となっており、令和 5 年 4 月 1 日現在の総人口 149,113 人の 0.7%となっています。このうち、区分 1 から区分 6 までの障害支援区分の認定を受けた方は、671 人となっており、総人口の 0.4%となっています。

３年前と比較すると障害福祉サービスの支給決定者が 889 人から 1,037 人になっており、16.6%の増となっています。特に精神障害者の区分の「認定なし」が 187 人から 210 人に増えています。

障害別支援区分認定の状況

障害種別	区分１	区分２	区分３	区分４	区分５	区分６	認定計	認定なし	累計
身体障害者	10	18	50	32	34	77	221	42	263
知的障害者	5	36	50	74	48	93	306	114	420
精神障害者	1	65	50	18	8	2	144	210	354
合 計	16	119	150	124	90	172	671	366	1,037

※重複障害の場合はそれぞれの障害に計上されているため、３障害を足した数と全体の数は一致しません

※認定区分は１～６に分かれており、区分１から順にサービスの種類及び利用可能量が増加し、区分６が最も多くなります

※「認定なし」は、障害支援区分認定を必要としない訓練等給付のサービスを受ける方の人数です。
「認定計」と「認定なし」の合計が、障害福祉サービスの支給決定者数になります。

２．第５次狭山市障害者福祉プランの取組状況

（１）各施策の達成度評価

第５次狭山市障害者福祉プランにおいて、各担当課で令和４年度末現在の達成度評価を行い、これを各章ごとに取りまとめて評価した結果は次のとおりとなります。

令和３年度と比較するとコロナ禍の終息に伴い、社会参加の支援や就労の支援が上昇し、社会活動が通常に戻ってきていることが伺えます。

令和４年度評価別施策数 平均値

令和４年度評価別施策数

項目 ＼ 達成度	目標達成	概ね達成	改善の余地あり	検討・調査中	未着手 コロナ影響含	一部実施 コロナ影響含	施策数	平均値
基本施策1　相互理解と権利擁護の取り組みの充実	2	6	2			1	11	2.8
基本施策2　保育･教育体制の充実	2	2	4			1	9	2.5
基本施策3　社会参加の支援	2	1	1				4	3.3
基本施策4　就労の支援	3	2					5	3.6
基本施策5　相談支援体制の充実	1	5					6	3.2
基本施策6　福祉･保健･医療施策の推進	1	7	1			1	10	2.8
基本施策7　やさしいまちづくりの推進	1	7	2				10	2.9
合　計	12	30	10	0	0	3	55	2.9

【平均値の算出方法】

① 55 の施策について各課での評価を得点化

目標達成:4点　概ね達成:3点　改善の余地あり:2点　検討･調査中:1点　一部実施コロナ影響:0．5点　未着手:0点

② １つの施策に対し複数課にまたがる施策があるため、施策ごとに平均値を算出し目標の達成状況を把握

③ 章全体の平均値を算出

＊施策には、障害のある方に対する取り組みに特化したものではなく、福祉全般にかかわるものも含まれています

（２）目標値と実績値

第５次狭山市障害者福祉プランに掲げた入所施設の入居者の地域生活への移行、福祉施設から一般就労への移行等における令和４年度の実績値と令和５年度の目標値は以下のとおりです。

令和４年度の実績でみると、年間一般就労移行者数は令和５年度の目標値を上回る実績となっていますが、地域生活移行者数、就労移行支援事業利用者数は目標値に達していない状況です。

①目標１　入所施設の入居者の地域生活への移行

項　目	令和４年度 実績	【目標値】 令和５年度
施設入所者数	１１４人	設定しない
地域生活移行者数	４人	７人

＊「施設入所者数」とは、入所している者の合計数
「地域生活移行者数」とは、施設入所からグループホームなどへ移行する者の数

②目標２　福祉施設から一般就労への移行など

項　目	令和４年度 実績	【目標値】 令和５年度
年間一般就労移行者数	２１人	１９人

＊一般就労移行者数とは、福祉施設から一般企業などの雇用に移行する者の数

項　目	令和４年度 実績	【目標値】 令和５年度
就労移行支援事業利用者数	１５人	１６人

＊就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を利用する者の数

（３）指定障害福祉サービス及び指定相談支援、障害児サービスの見込量と実績値及び成果率

第５次狭山市障害者福祉プランにおける各サービスの見込量と令和３年度及び令和４年度の実績値は以下のとおりです。

令和４年度の達成率をみると、日中活動系サービスにおいては生活介護及び就労継続支援Ｂ型、居住系サービスにおいては共同生活援助が見込量を上回る実績となっています。

また、障害児については通所支援が見込量を大きく上回っており、利用者が多い状況となっています。

指定障害福祉サービス及び指定相談支援、障害児サービスの見込量と実績及び成果率

（達成率単位：％）

			令和3年度（月間）		令和4年度（月間）			令和5年度（参考）
			見込量	実績値	見込量	実績値	成果率	見込量
訪問系サービス		時間※1	7,673	6,861	8,088	7,721	95.5	8,530
		人数	361	203	385	208	54.0	411
	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	時間	7,673	6,861	8,088	7,721	95.5	8,530
		人数	361	203	385	208	54.0	411
日中活動系サービス		人日分※2	10,030	10,866	10,567	12,073	114.3	11,041
		人数	792	635	833	698	83.8	876
	生活介護	人日分	4,016	4,704	4,122	5,020	121.8	4,232
		人数	243	245	250	267	106.8	256
	自立訓練（機能訓練）	人分※3	66	19	66	33	50.0	66
		人数	3	1	3	2	66.7	3
	自立訓練（生活訓練）	人日分	132	87	132	104	78.8	132
		人数	11	6	11	7	63.6	11
	就労移行支援	人日分	912	788	1,055	770	73.0	1,106
		人数	99	45	109	45	41.3	120
	就労継続支援A型（雇用型）	人日分	1,176	1,097	1,204	1,036	86.0	1,232
		人数	78	59	80	56	70.0	81
	就労継続支援B型（非雇用型）	人日分	3,359	4,018	3,613	4,484	124.1	3,886
		人数	280	245	301	283	94.0	324
	就労定着支援	人日分	924	506	1,012	594	58.7	1,100
		人数	42	23	46	27	58.7	50
	療養介護	人数	16	15	16	14	87.5	16
	短期入所（福祉型）	人日分	337	134	343	206	60.1	350
		人数	56	16	57	21	36.8	58
	短期入所（医療型）	人日分	32	19	32	17	53.1	37
		人数	6	3	6	3	50.0	7
居住系サービス		人数	128	135	129	137	106.2	130
	自立生活援助	人数	2	0	3	0	0.0	3
	共同生活援助	施設数※4	16	25	17	28	164.7	18
	施設入所支援	人数	110	110	109	109	100.0	109
指定相談支援 （サービス利用計画作成支援）		人数	206	212	226	241	106.6	246
	計画相談支援	人数	200	212	220	241	109.5	240
	地域移行支援	人数	3	0	3	0	0.0	3
	地域定着支援	人数	3	0	3	0	0.0	3
障害児通所支援		人日分	3,156	3,689	3,394	4,089	120.5	3,666
		人数	460	421	496	464	93.5	536
	児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援	人日分	3,156	3,689	3,394	4,089	120.5	3,666
		人数	460	421	496	464	93.5	536
障害児相談支援		人数	411	138	432	150	34.7	453
	障害児相談支援	人数	411	138	432	150	34.7	453

※1：【単位：時間】・・・月間のサービス提供時間

※2：【単位：人日分】・・・「月間の利用人員」×「１人１月あたりの平均利用日数」

※3：【単位：人分】 ・・・月間の利用人数

※4：共同生活援助の施設数は市内の施設

※5：参照　訪問系サービス・・・P81　日中活動系サービス・・・P83　居住系サービス・・・P85　指定相談支援・・・P86
　　障害児通所支援・・・P87　障害児相談支援・・・P89

（４）地域生活支援事業の見込量と実績値及び成果率

日常生活用具の支給量が伸びており、見込量を上回っています。特に排泄管理支援用具が増加しています。

また、聴覚障害者相談員の相談件数が見込みより大幅に増加しています。

地域生活支援事業の見込量と実績及び成果率（年間）

（達成率単位：%）

			令和3年度		令和4年度			令和5年度（参考）
			見込量	実績値	見込量	実績値	成果率	見込量
（1）相談支援事業								
①相談支援事業								
	障害者相談支援事業	身体障害者（実施見込箇所数）	1	1	1	1	100.0	1
		知的障害者（実施見込箇所数）	1	1	1	1	100.0	1
		精神障害者（実施見込箇所数）	1	1	1	1	100.0	1
	基幹相談支援センター	実施の有無	実施	実施	実施	実施	－	実施
	自立支援協議会		実施	実施	実施	実施	－	実施
②市町村相談支援機能強化事業			実施	実施	実施	実施	－	実施
③成年後見制度利用支援事業			実施	実施	実施	実施	－	実施
（2）意思疎通支援事業								
手話通訳者派遣事業		（実利用見込件数）	696	647	696	601	86.4	696
要約筆記奉仕員派遣事業		（実利用見込件数）	12	4	12	10	83.3	12
手話通訳者設置事業		（実設置見込者数）	1	1	1	1	100.0	1
（3）日常生活用具給付等事業		（給付見込件数）	2,657	2,910	2,734	2,897	106.0	2,814
介護・訓練支援用具		（給付見込件数）	4	6	4	9	225.0	4
自立生活支援用具		（給付見込件数）	20	18	20	13	65.0	20
在宅療養等支援用具		（給付見込件数）	14	5	14	8	57.1	14
情報・意思疎通支援用具		（給付見込件数）	25	10	25	21	84.0	25
排泄管理支援用具		（給付見込件数）	2,591	2,865	2,688	2,844	105.8	2,748
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）		（給付見込件数）	3	6	3	2	66.7	3
（4）移動支援事業		（実利用者見込者数）	117	90	123	96	78.0	129
		（延利用見込時間数）	8,412	5,870	8,832	9,366	106.0	9,276
（5）地域活動支援センター事業		（実利用者見込者数）	180	214	180	207	115.0	170
		（実施見込設置者数）	4	4	4	4	100.0	4
（6）その他事業								
訪問入浴サービス事業		（利用回数）	360	429	360	405	112.5	360
日中一時支援事業		（利用日数）	7,400	4,186	7,400	4,873	65.9	7,400
聴覚障害者相談員設置事業		（設置者数）	1	1	1	1	100.0	1
		（相談件数）	1,000	2,140	1,000	1,763	176.3	1,000
社会参加促進事業								
	ｽﾎﾟｰﾂ･ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ教室開催等事業	（件数）	24	2	24	20	83.3	24
	点字・声の広報等発行事業	（発行回数）	24	24	24	24	100.0	24
	奉仕員養成研修事業・手話講習会	（開催件数）	68	48	68	80	117.6	68
	自動車運転免許取得助成事業	（件数）	1	0	1	0	0.0	1
	自動車改造助成事業	（件数）	10	4	10	5	50.0	10
	福祉タクシー利用助成事業	（件数）	22,300	16,389	22,300	16,101	72.2	22,300
	自動車燃料購入助成事業	（件数）	22,500	21,808	22,500	21,804	96.9	22,500
	ハンディキャブ運行等事業	（件数）	1,500	741	1,500	724	48.3	1,500

３．計画策定に係るアンケート調査結果及びヒアリング調査結果

（１）障害者に対するアンケート調査結果

■調査の目的

第６次狭山市障害者福祉プラン策定のための基礎資料とするとともに、計画に基づいて障害者福祉施策を進める際の参考とするために実施しました。

■調査対象

狭山市に在住する身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者などを対象に実施しました。

■配付・回収結果

配布数　　1,500 件

総回収数　　723 件　　うちオンライン回答 65 件　　（総回収率　48.2%）

■調査期間

令和５年１月

■調査方法

郵送による配付、回収（一部、オンライン回答、窓口回収あり）

■調査結果の概括

【回答者の年齢】

稼働年齢層の 18 歳から 64 歳が 51.1%、65 歳以上の高齢者は 39.8%となっています。

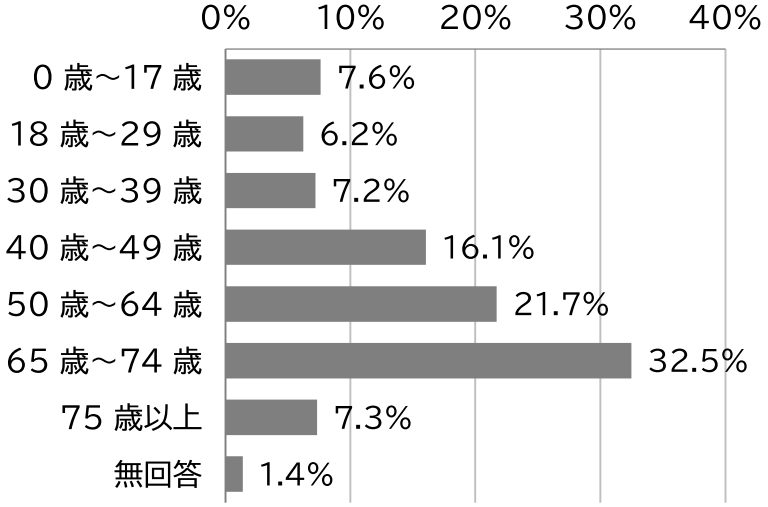

【介護保険の利用状況】

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保険福祉手帳所持者のうち、介護保険サービスを「利用している」という回答は15.7%となっています。

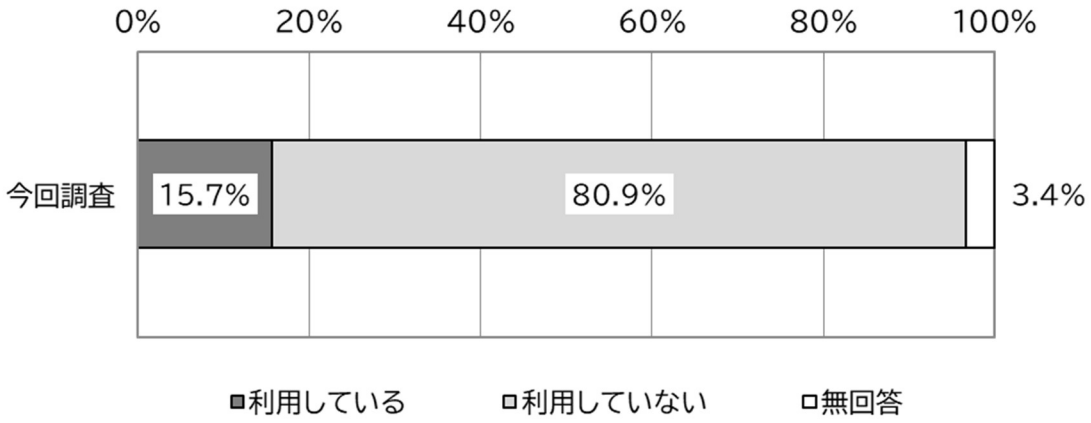

【手助けが必要なとき】

手助けが必要な場面としては、「特になし」という回答が最も多く、「外出するとき（通院や買い物など）」「日常の暮らしに必要な事務手続き」「緊急時に避難・連絡したいとき」が続いています。

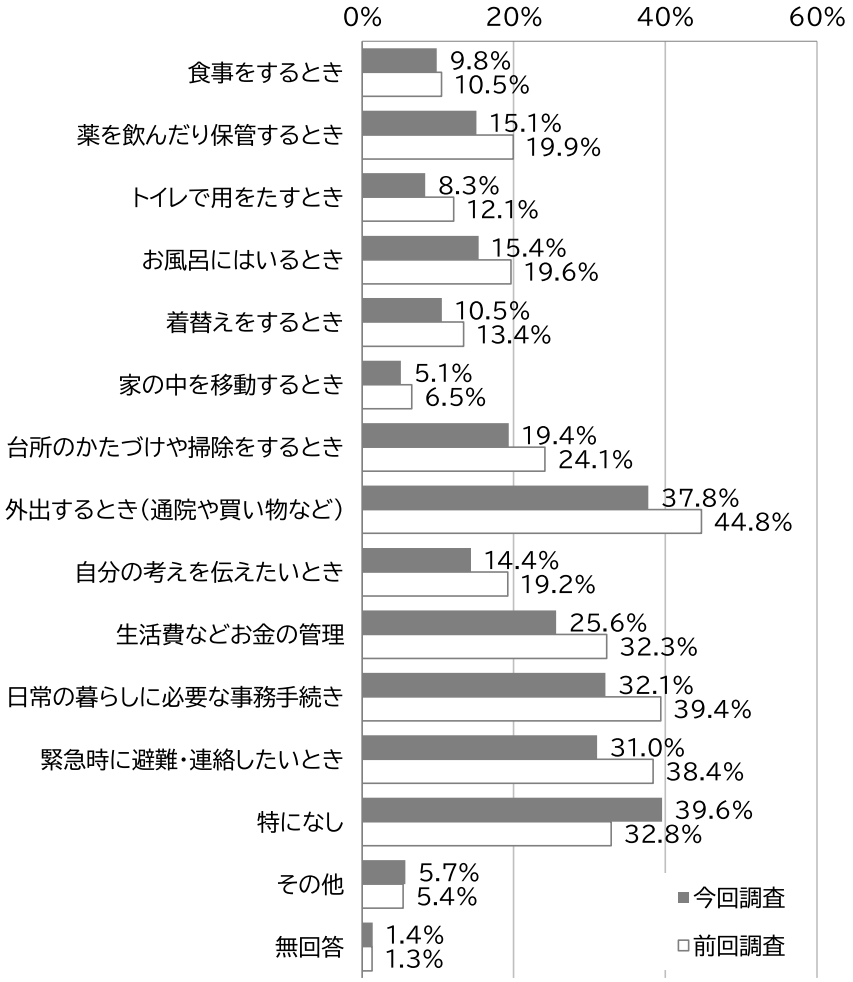

【主な介助者】

日常生活に関する主な介助者としては、「特にいない（必要ない）」を除き、「夫・妻」や、「父・母」を挙げた回答が多くなっています。

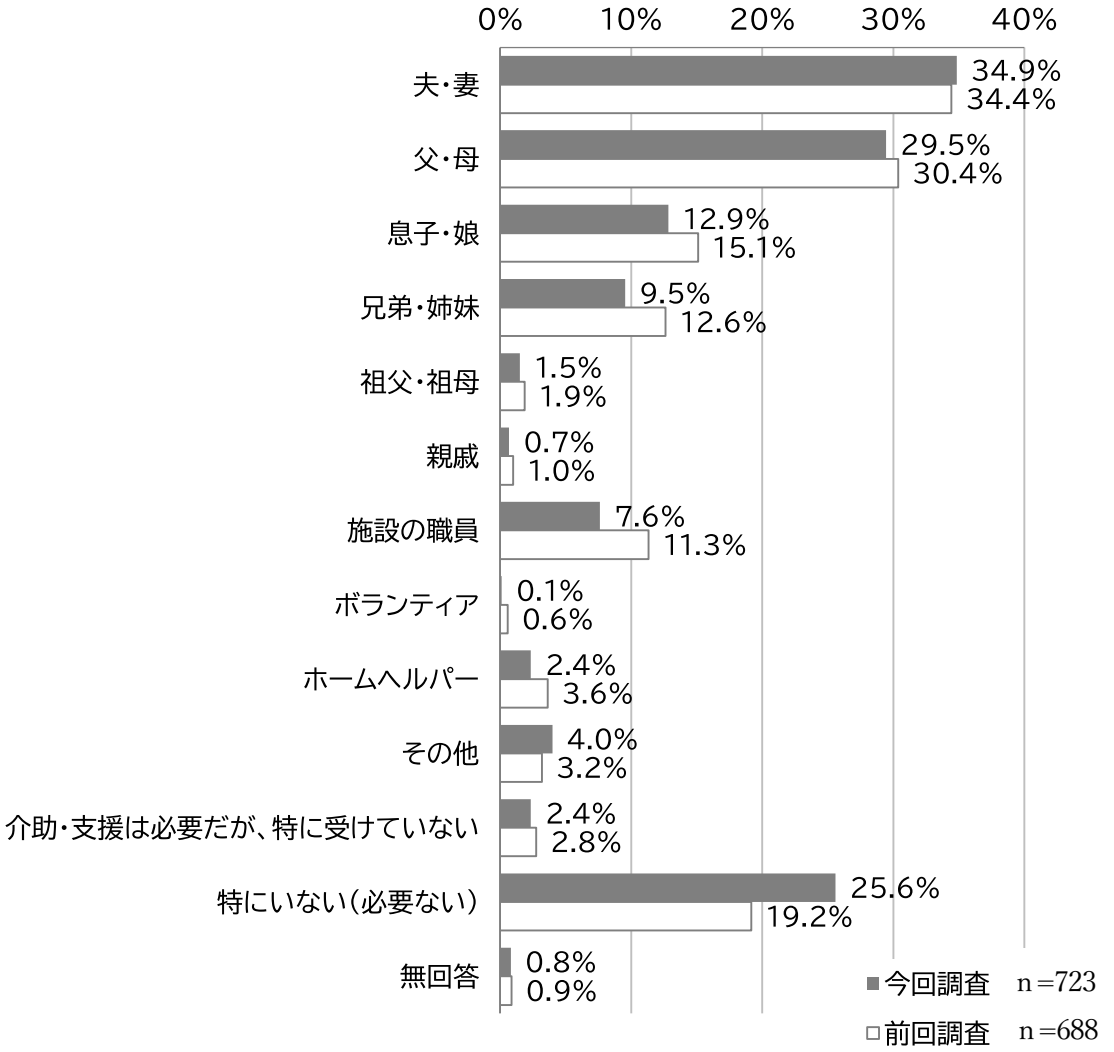

※グラフ中の「前回調査」（第６次障害者福祉プラン策定アンケート調査）の結果を、また「ｎ」は回答者数を表します（以下、本章中において同様）。

【生活で困っていることや不安に思っていること】

「自分の健康や体力に自信がない」が最も多く、次いで「特に困っていることはない」、「将来的に生活する住まい、または施設があるかどうか不安」が続いていることから、障害のある方の将来（“親亡き後”等）の生活の場・住居等について不安を抱えていることがうかがえます。

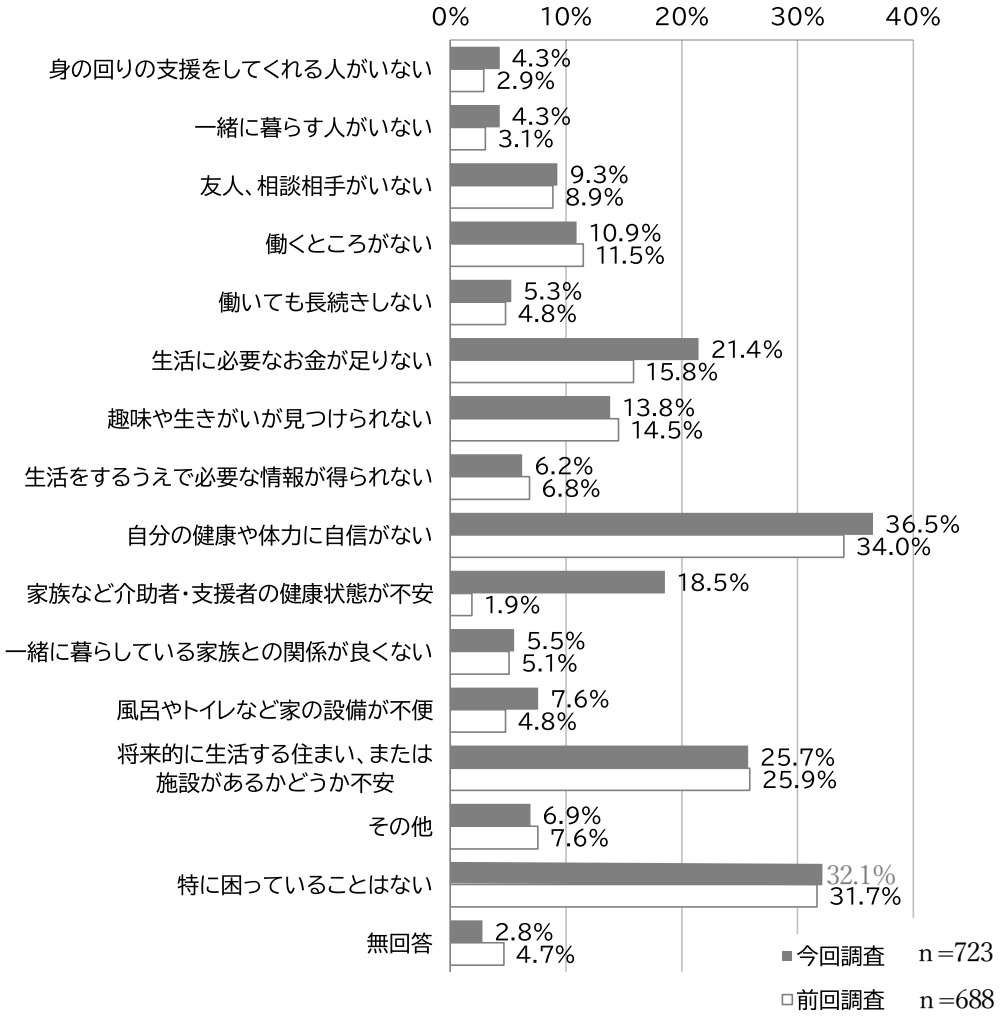

【基幹相談支援センター・相談支援事業者の満足度】

相談先の満足度については、「満足している」が減少し、「不満である」が増加していることから相談支援の充実が必要なことがうかがえます。

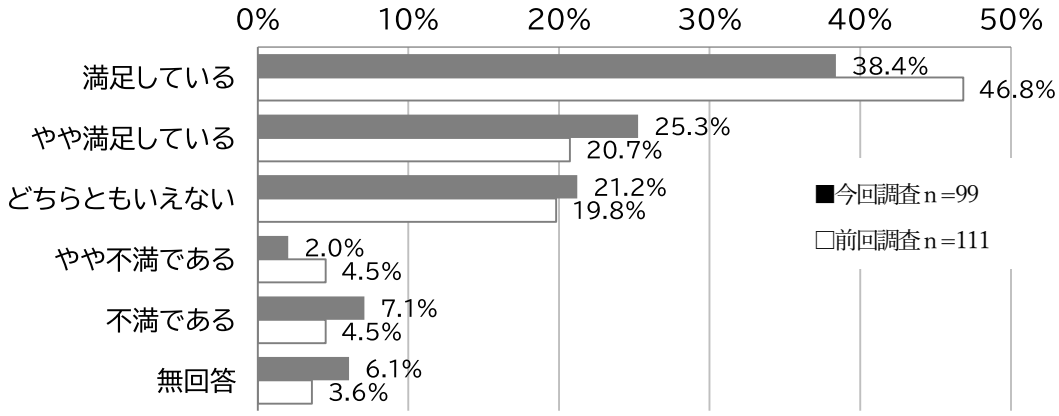

【障害者就労支援センターの利用状況・満足度】

障害者就労支援センターを「利用している」「利用したことがある」の回答割合の合計が13%であり、引き続きセンターの周知に努めていく必要があります。

また、「満足している」と「やや満足している」という“一定以上満足”が約７割を占めており、満足度がうかがえます。

＜利用状況＞

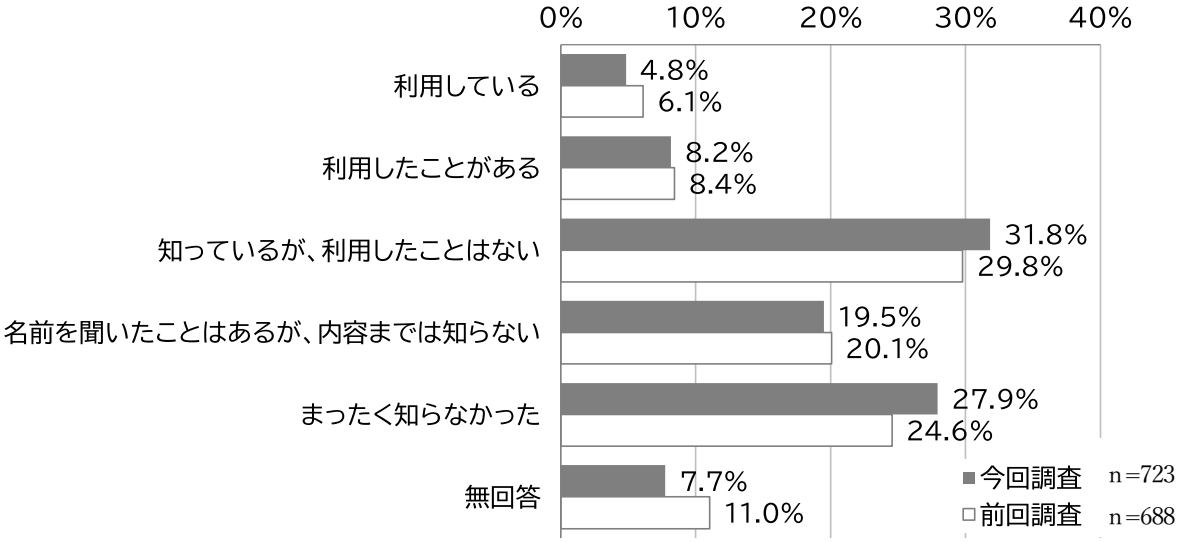

＜利用満足度＞

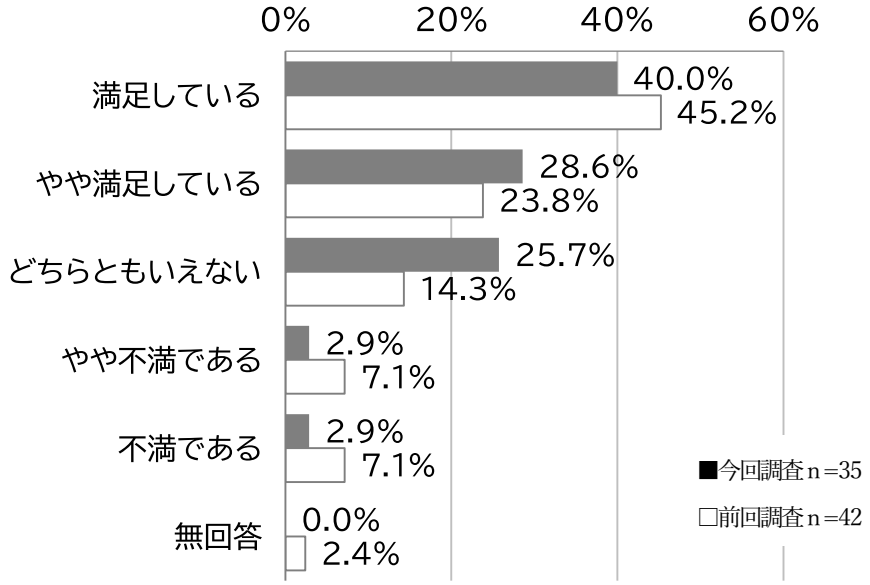

【外出時に困ること】

「バスや鉄道、その他交通手段が利用しにくい」「介助者がいないと外出できない」が多く、前回調査より減少はしていますが、外出支援サービスの一層の周知と充実に努めるとともに、民間企業や関係機関などと連携して、障害のある方が外出で困ることがなくなるよう努めることが必要です。

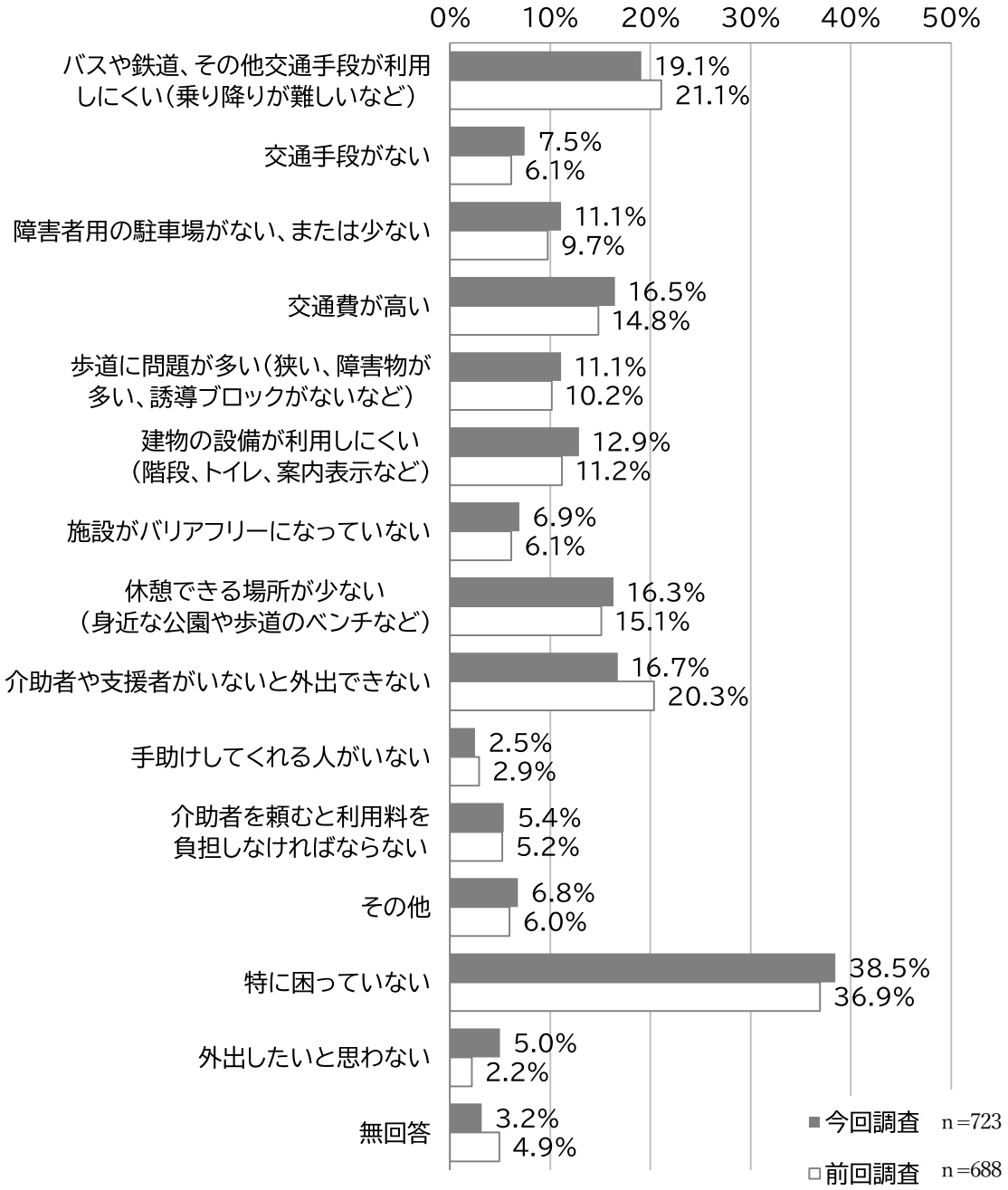

【充実が必要だと思う障害児施策やサービス】

「教育機会の拡充」という回答が最も多く、「療育、リハビリテーション体制」「一時的な見守りや介助等」が続いており、障害のある子どものための施策の充実だけでなく介助者等への支援の充実も必要です。

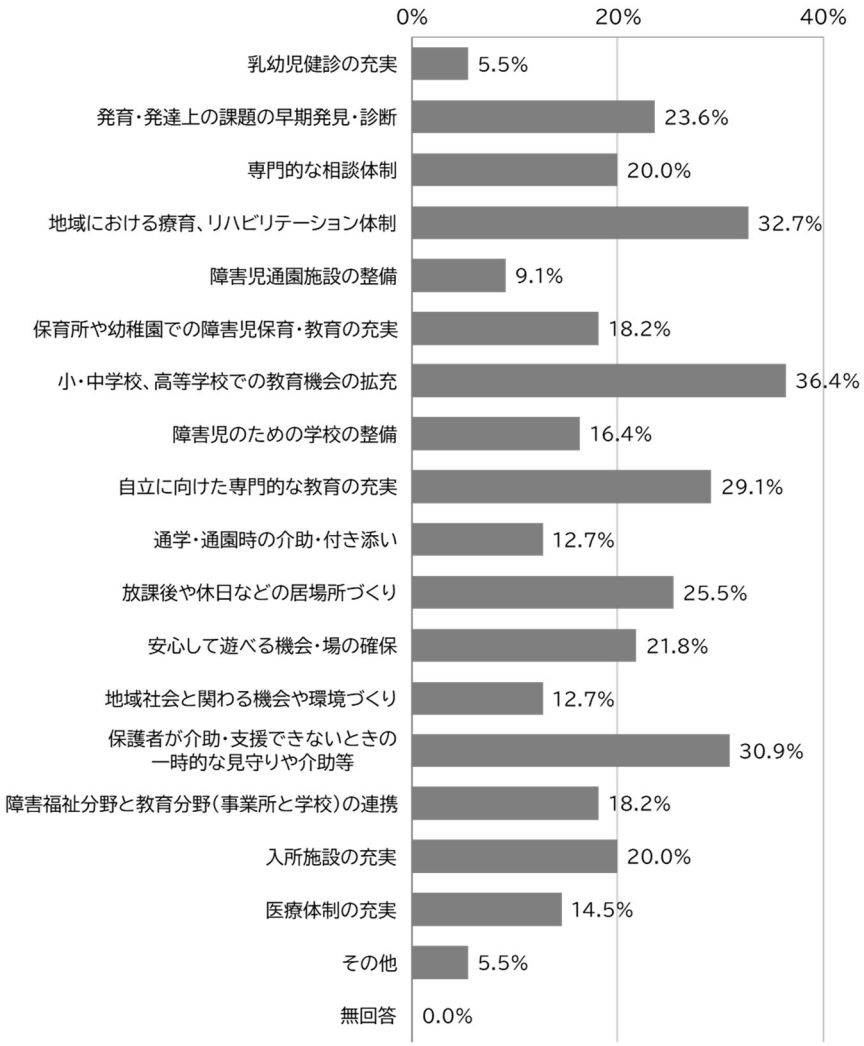

【療育や教育に関する相談について望むこと】

「困ったときにすぐに相談できる体制を整えてほしい」という回答が最も多く、次いで「具体的な対応のしかたをわかりやすく教えてほしい」が多くなっており、相談支援事業の一層の充実が必要です。

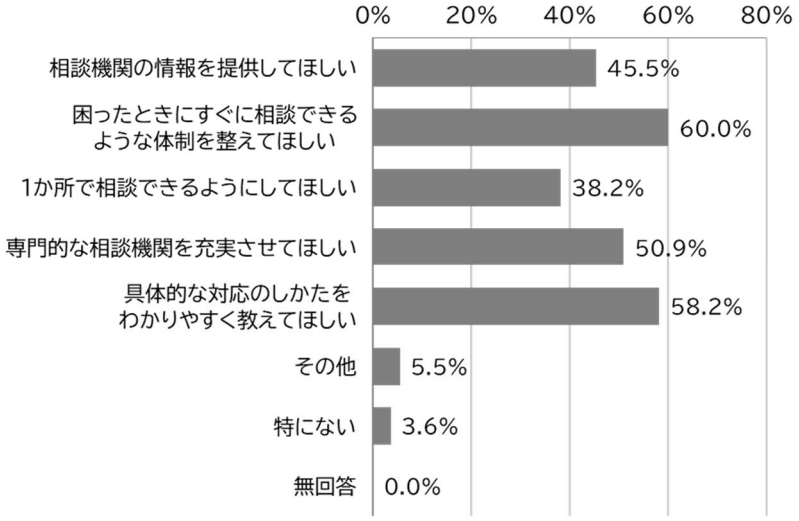

【障害のある方が仕事をするために必要だと思うこと】

「事業主や職場の仲間の理解があること」との回答が最も多く、次いで「障害のある方に配慮した職場の施設・設備が整っていること」が多く、「生活できる給料がもらえること」が続いています。

障害者が安心して就労できるよう、引き続き企業などへ働きかけるとともに、給料や就労条件などの処遇改善が必要です。

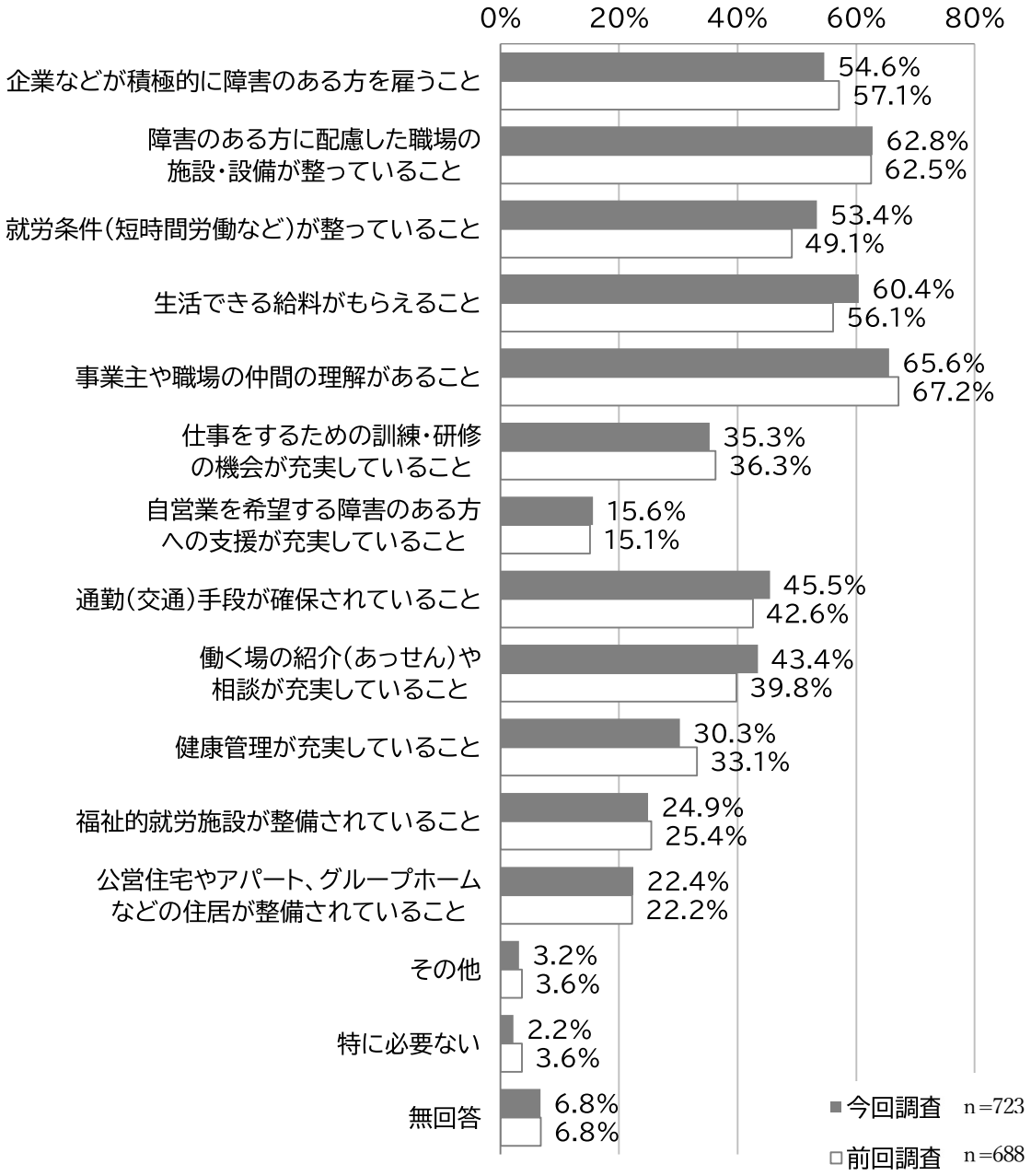

【災害時のことについて】

災害時に困ることとしては、「避難場所で必要な薬の確保や医療ケアなどが受けられるか不安」との回答が最も多く、次いで「避難所生活はむずかしい」「自分の障害を理解してもらいにくい」が続いており、引き続き避難時及び避難所における障害のある方への対応が課題となっています。

また、〈地域での災害時の備えで重要だと思うこと〉として、「日頃からのあいさつ、声かけや付き合い」が最も多く、次いで「危険個所の把握」「地域における援助体制の構築」が多くなっていることから、地域における防災情報の共有や支援体制の構築など「共助」の面での充実も必要です。

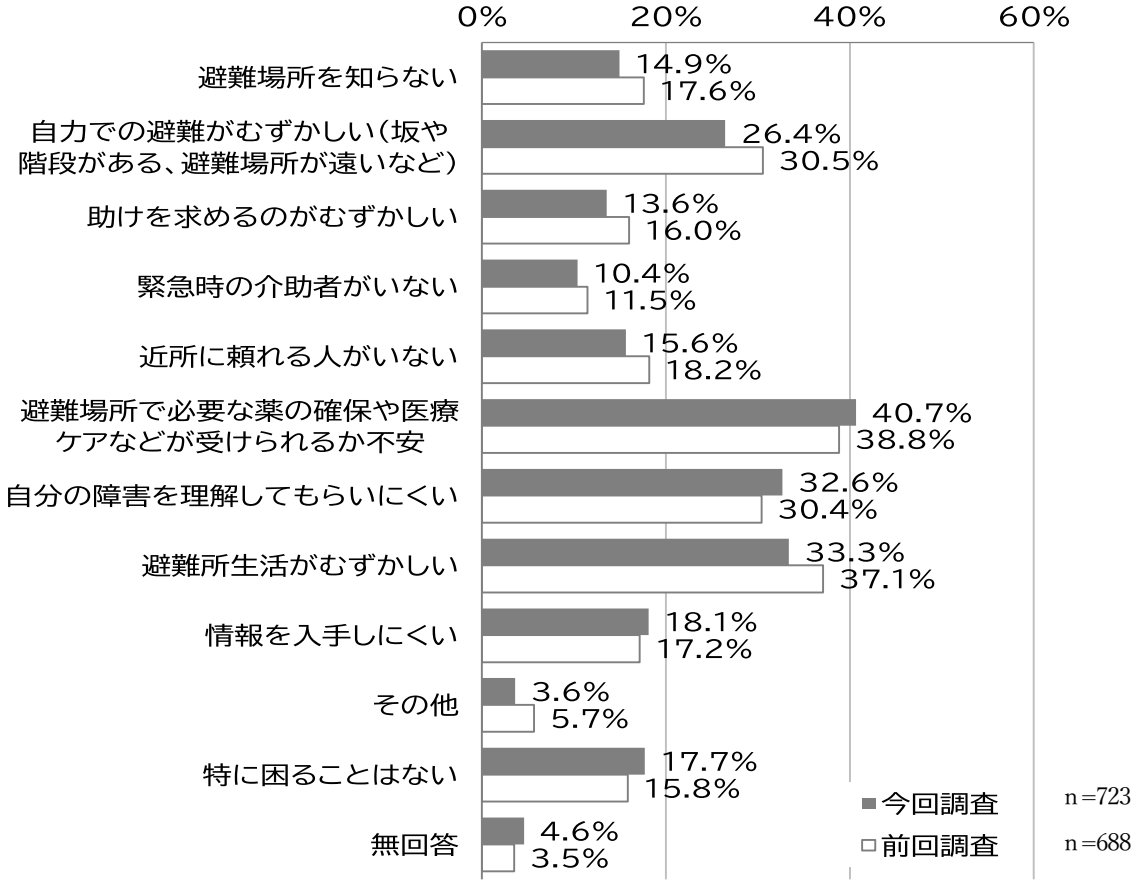

〈地域での災害時の備えで重要だと思うこと〉

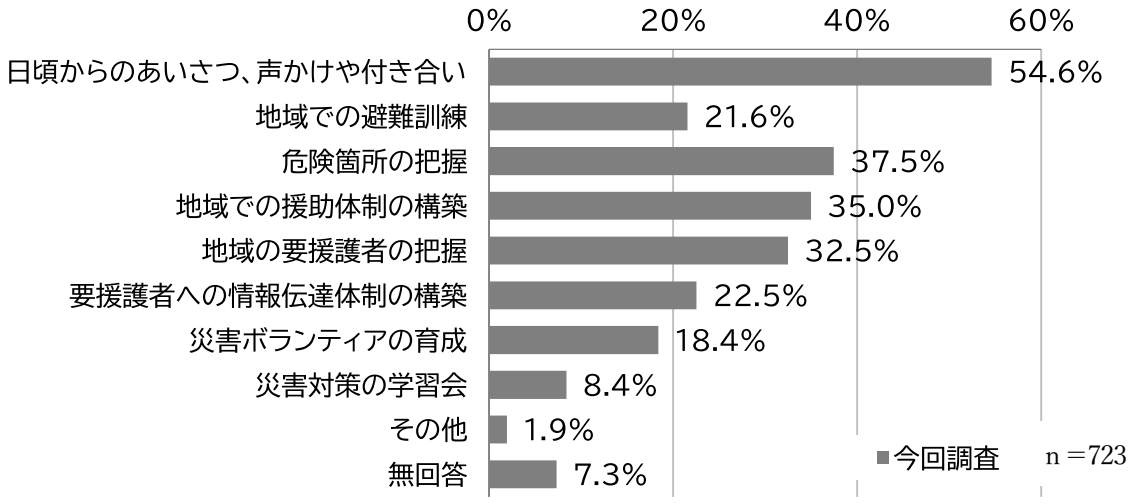

【権利擁護について】

障害があることで差別やいやな思いをした経験がある方が半数を占めており、課題がうかがえます。

また、差別やいやな思いをなくすために重要だと思う取り組みとしては、「障害への理解促進」という回答が９割に近く、市民の障害への理解をより深めるための啓発活動等が重要となります。

＜差別、いやな思いの経験＞

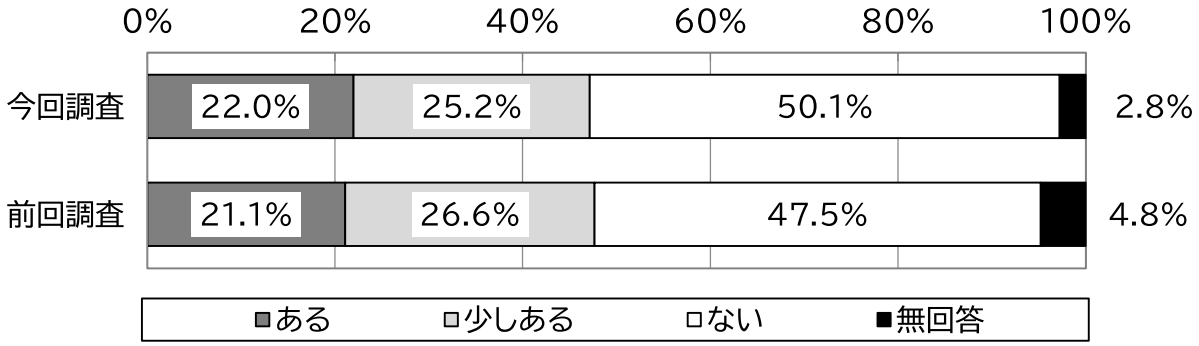

＜差別等をなくすために重要な取り組み＞

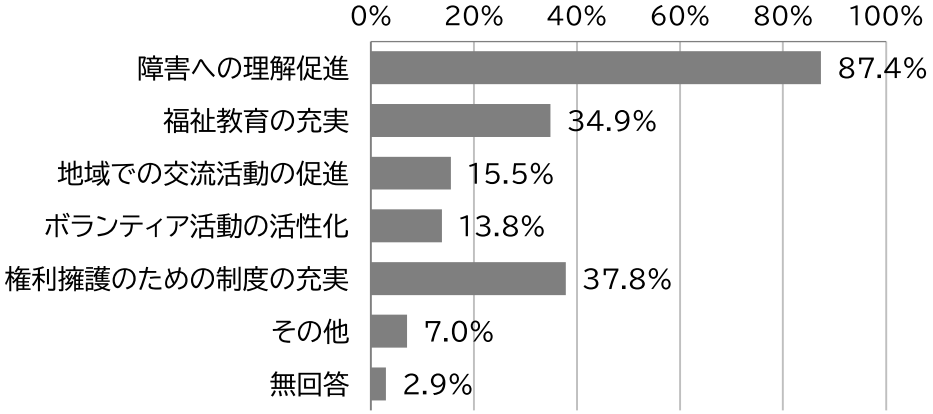

【成年後見制度の認知度】

「成年後見制度」の認知度については、「知っていた」が５割を超えましたが、引き続き周知・情報提供に努めていくことが重要です。

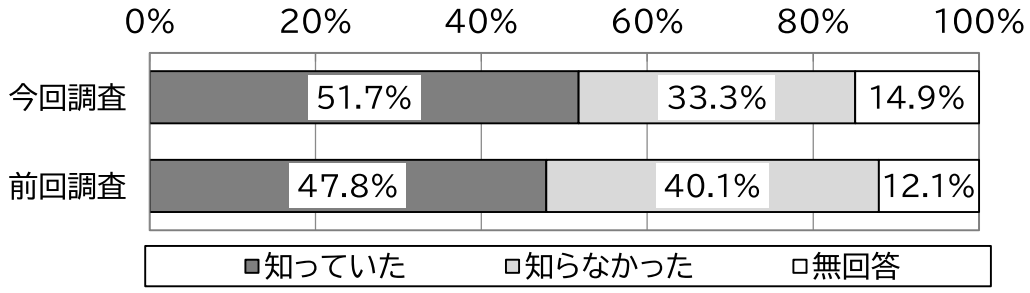

【よりよく生活していくために必要なことについて】

障害当事者が今後、住み慣れた地域でよりよく暮らしていくために必要なことは、前回の調査と変わらず「相談体制の充実（相談窓口を増やす、障害に応じた専門相談ができる場所をつくるなど）」「市からの福祉に関する情報をもっと多く、もっとわかりやすくする」「福祉サービス利用の手続きを簡単にする」が多く回答されており、相談支援事業の充実や市ホームページなどの充実が必要です。

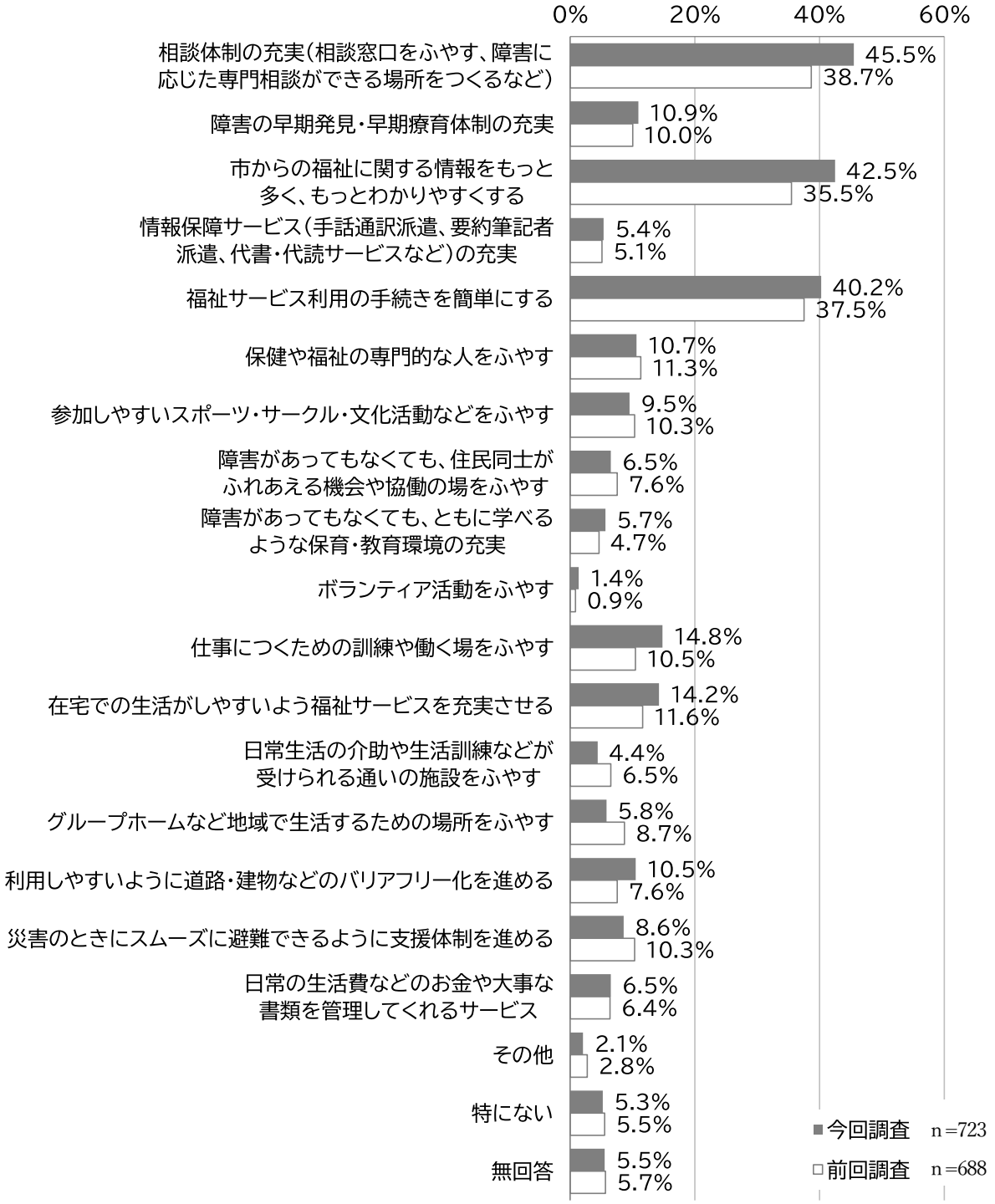

【第５次狭山市障害者福祉プランの１５の施策に関する相対的な評価】

15 の施策の中で、“Ⅳ：重要度が高いが、満足度は低い施策群”に入る「⑧就労支援の充実」、「⑨情報提供の充実」、「⑬福祉のまちづくり」、「⑭防災体制の整備促進」、「⑮住環境の整備」の各取り組みが課題として捉えられます。

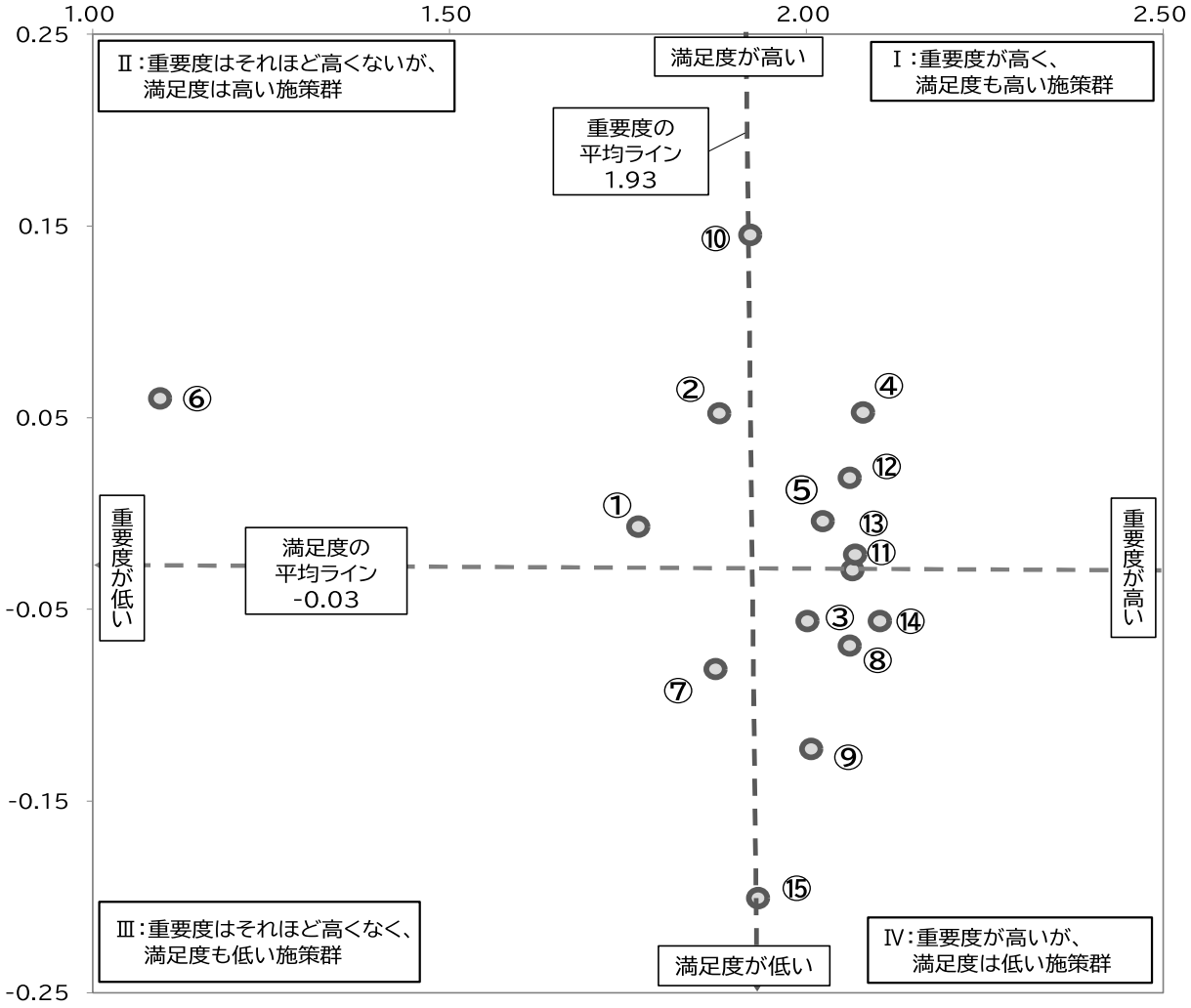

アンケート結果の施策満足度と重要度を点数化し、平均値により評価しました。
満足・重要　3 点、　やや満足・やや重要　1 点、　どちらともいえない　0 点、
あまり重要だと思わない・やや不満　-1 点、　重要だと思わない・不満である　-3 点

Ⅰ：重要度が高く、 満足度も高い施策群	④就学前の支援体制の充実　⑤就学後の支援体制の充実 ⑪福祉施策の推進　⑫保健・医療施策の推進　⑬福祉のまちづくり
Ⅱ：重要度はそれほど高くないが、 満足度は高い施策群	①障害への理解促進　②協働体制の充実 ⑥文化・スポーツ活動の充実　⑩ケアマネジメント体制の充実
Ⅲ：重要度はそれほど高くなく、 満足度も低い施策群	⑦外出支援の充実
Ⅳ：重要度が高いが、 満足度は低い施策群	**③権利擁護の充実　⑧就労支援の充実　⑨情報提供の充実 ⑭防災体制の整備促進　⑮住環境の整備**

関係団体ヒアリング・事業所アンケート調査

■　調査目的

障害者福祉施策を進める際の参考とするため、障害者にかかわる関係団体・事業所に対し、第５次狭山市障害者福祉プランの取組状況や今後の課題等についてヒアリング調査（関係団体）、アンケート調査（事業所）を行い、課題や今後の障害者福祉施策に対する要望などを確認しました。

調査結果からの課題

○市民が障害への理解を深めるための啓発活動の推進

○支援者の高齢化による「親なき後」への備え

○障害者が安心して暮らせる環境整備

○障害者が地域と関わる機会の増加

○障害に応じた情報提供体制の充実と福祉サービスの利用促進

○相談員の増加と相談場所の確保

○相談支援と医療機関との連携等、関係機関との連携

○自分らしく働ける場の環境整備と就労支援体制

○学びやすい教育環境

○インクルーシブ教育への理解

○教職員・指導員の障害への理解促進

○専門的な知識を持つ教員・指導員等の充実

○障害に応じたグループホーム等の設置

○障害者に係る具体的な防災施策

○引きこもりへの横断的な対応

第２章　計画の基本的な考え方

第１節　第６次狭山市障害者福祉プランの基本的な考え方

１．基本理念

本市は、狭山市総合計画で定めた将来像である「緑と健康で豊かな文化都市」の実現をめざして、総合的なまちづくりを進めており、健康福祉分野では「幸せに生き生きと暮らせるまちをめざして」をまちづくりの柱として掲げ、障害者福祉分野では、「障害者の自立支援の促進」と「障害者の社会参加の促進」の２つの施策を掲げています。

第５次狭山市障害者福祉プランでは、年齢や障害の有無などにかかわらず、地域一体となってすべての人が、自分らしく、それぞれに役割を持ちながら社会参加できる“地域共生社会”の実現を目的に『～地域共生社会の実現をめざして～　ともに支え合い、だれもがいきいき安心して暮らせるまち・さやま』を基本理念としました。

第６次狭山市障害者福祉プランは、地域共生社会を実現するために障害者等の自己決定を尊重し、その決定の支援に配慮するとともに、地域のあらゆる住民が役割や生きがいを持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティを構築し、地域共生社会の実現達成をめざしていくこととし、第５次狭山市障害者福祉プランの基本理念を踏襲します。

基本理念

～　地域共生社会の実現をめざして　～
ともに支え合い、だれもがいきいき安心して暮らせるまち・さやま

２．基本方針

第５次狭山市障害者福祉プランでは、地域共生社会の実現を基本理念とし、障害のある方もない方も互いに尊重し合い、ともに支え合う地域の構築を目指し、様々な施策を行ってきました。

第６次次狭山市障害者福祉プランでは第５次狭山市障害者福祉プランとめざすべき方向性が同様なことから、第５次狭山市障害者福祉プランの施策体系を引き継ぐとともに、基本方針の考え方についても原則として踏襲することとします。

基本方針１　ともに支える地域づくりのために

障害のある方もない方も互いに尊重し合い、様々な人とかかわりながらともに暮らせる地域づくりを進めていきます。そのために、障害に関する正しい知識を深め、障害に対する市民の理解を促進します。

また、協働体制を強化し、特に共助の活動を支援していくことや、障害者の権利擁護の推進を図ります。

基本方針２　自分らしく生活するために

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざします。そのために一人ひとりの個性を伸ばしていける保育・療育・教育体制を充実していくとともに、健やかな成長と学びの環境を整えます。

また、自分らしい生活を可能とするための自己決定と自己実現を尊重し、就労を含め生涯を通じて社会参加が可能となる体制を整備します。

基本方針３　安心して生活するために

地域で暮らす障害者がより安心して生活するために、障害の特性に配慮した情報提供体制の整備を進めるとともに、障害の特性に応じたきめ細やかな相談に応じられるよう、ケアマネジメント体制の充実を図ります。

また、自立した生活が送れるよう、障害福祉サービス、保健・医療体制などが連携し、障害者や介護者を多方面から支えるための施策を推進します。

基本方針４　住みなれた地域で生活するために

障害の有無にかかわらず、住みなれた地域で安心した生活を送るために、ユニバーサルデザインによるまちづくりを進めます。

また、病院や障害者入所施設等から地域生活に戻る障害者が利用するグループホームなどの整備や、障害福祉サービスによるサポート体制を充実し、地域での自立した生活を支援します。

さらに、災害時の地域の防災体制を整え、災害時の情報提供体制を確立するとともに、避難生活に支障がある障害者に対応できる福祉避難所についても整備します。

３．基本施策

第５次狭山市障害者福祉プランでの取り組みや第６次狭山市障害者福祉プラン策定に係るアンケート調査及びヒアリング調査の結果、また、法改正の内容などを踏まえた主要課題に対応すべく、本計画の基本方針に沿って、次のとおり基本施策を設定し、各種施策を推進します。

〈基本施策１〉	〈施策〉
相互理解と権利擁護の取り組みの充実	１　障害への理解促進
	２　協働体制の充実
	３　権利擁護の充実
〈基本施策２〉	〈施策〉
保育・教育体制の充実	１　就学前の支援体制の充実
	２　就学後の支援体制の充実
〈基本施策３〉	〈施策〉
社会参加の支援	１　文化・スポーツ活動の充実
	２　外出支援の充実
〈基本施策４〉	〈施策〉
就労の支援	１　就労支援の充実
〈基本施策５〉	〈施策〉
相談支援体制の充実	１　情報提供の充実
	２　ケアマネジメント体制の充実
〈基本施策６〉	〈施策〉
福祉・保健・医療施策の推進	１　福祉施策の推進
	２　保健・医療施策の推進
〈基本施策７〉	〈施策〉
やさしいまちづくりの推進	１　福祉のまちづくりの推進
	２　防災体制の整備促進
	３　住環境の整備

４．施策体系図

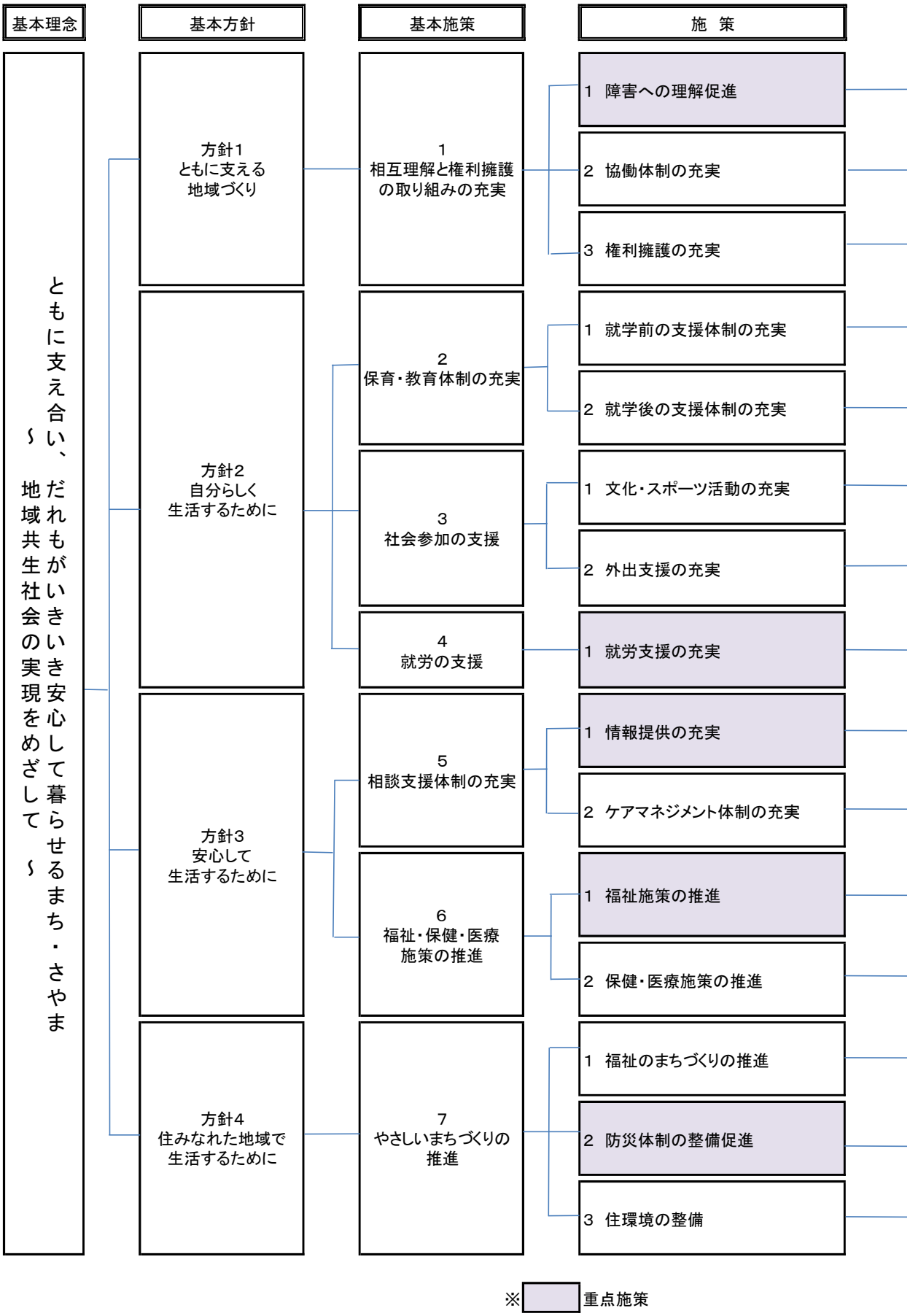
基本理念
基本方針
基本施策
施　策
～　ともに支え合い、だれもがいきいき安心して暮らせるまち・さやま　地域共生社会の実現をめざして　～
方針1 ともに支える 地域づくり
方針2 自分らしく 生活するために
方針3 安心して 生活するために
方針4 住みなれた地域で 生活するために
1 相互理解と権利擁護の取り組みの充実
2 保育・教育体制の充実
3 社会参加の支援
4 就労の支援
5 相談支援体制の充実
6 福祉・保健・医療 施策の推進
7 やさしいまちづくりの 推進
1 障害への理解促進
2 協働体制の充実
3 権利擁護の充実
1 就学前の支援体制の充実
2 就学後の支援体制の充実
1 文化・スポーツ活動の充実
2 外出支援の充実
1 就労支援の充実
1 情報提供の充実
2 ケアマネジメント体制の充実
1 福祉施策の推進
2 保健・医療施策の推進
1 福祉のまちづくりの推進
2 防災体制の整備促進
3 住環境の整備
※ 重点施策

取り組み
1　福祉意識の普及啓発活動の推進　　2　福祉教育の充実　　3　地域における啓発活動の促進
4　協働体制の充実　　5　各種障害者団体活動などの支援　　6　福祉を支える人材育成の推進
7　虐待防止ネットワーク体制の充実　　8　成年後見制度の利用促進 9　福祉サービス利用援助事業の利用促進　　10　差別をなくすための啓発活動の推進 11　選挙における投票環境の充実
12　各種乳幼児健診の充実　　13　就学前の相談・支援体制の充実　　14　職員の専門性の向上 15　インクルーシブ保育の充実
16　児童生徒の相談・支援体制の充実　　17　教育体制の充実　　18　教職員の理解促進 19　インクルーシブ教育の充実　　20　障害のある児童生徒の放課後などの居場所の充実
21　文化活動への支援　　22　スポーツ・レクリエーション活動への支援
23　移送サービスの利用促進　　24　外出しやすい移動手段の充実
25　就労支援事業の推進　　26　就労機会の拡充　　27　障害者雇用企業への支援 28　福祉施設などの整備と運営促進　　29　就労移行支援事業及び職場定着支援の充実
30　情報提供手段の充実　　31　各サービスなどの情報提供の推進 32　障害特性に配慮した意思疎通支援の促進
33　基幹相談支援センターの機能の充実　　34　地域の相談体制の充実 35　自立支援協議会の活用
36　障害福祉サービスなどの推進　　37 地域生活支援事業の促進 38　精神障害者の支援の充実　　39　障害者の地域生活への移行の促進　　40　中途障害者の支援体制の充実 41　地域生活支援拠点等の機能の充実　　42　障害児・者と家族支援
43　健康づくりの推進　　44　介護予防、リハビリテーションの充実　　45　各種医療費助成制度の利用促進
46　だれもが生活しやすいまちづくりの推進　　47　公共施設などのバリアフリー化の推進 48　道路環境の整備　　49　駅施設の改善の促進　　50　交通安全対策の推進
51　地域における災害時対応の充実　　52　災害時の情報提供の充実　　53　災害時の支援体制の確立
54　障害者に適した住宅の整備　　55　グループホームなどの整備促進

第３章　施策の概要

基本施策１　相互理解と権利擁護の取り組みの充実

施策１　障害への理解促進　《重点施策》

基本理念にある「ともに支え合い、だれもがいきいき安心して暮らせるまち」を実現するためには、障害に対する理解を深めることが重要です。障害に対する理解を深めるために、関係機関と連携しながら「あいサポート運動」などの障害に対する理解を深める活動や学習会、講演会の開催などを行い、市民の障害への理解を促進します。また、障害者に関する法令などの周知に向けた普及啓発活動を推進していきます。

※担当課は行政機構順

取組番号	取り組み	具体的な内容	担当課
1	福祉意識の普及啓発活動の推進	①各種機関、団体、事業者などの協働・協力のもとに、障害者福祉をはじめとする福祉に関する講座や学習会などを開催し、市民の福祉への理解を深めるための活動を推進します。《継続》	福祉政策課
		②関係機関と連携して広報紙など様々な媒体を通して、発達障害や高次脳機能障害を含むすべての障害者に対する理解を推進します。《継続》	障がい者福祉課
		③身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬など）の制度や補助犬マークを周知し、市民の理解を推進します。《継続》	障がい者福祉課
		④障害者に対する理解と配慮ができる社会の実現のため、「あいサポート運動」を推進します。《継続》	障がい者福祉課
2	福祉教育の充実	①次世代を担う子どもたちに対し、思いやりと支え合いの心を育む福祉教育を推進します。《継続》	福祉政策課
		②学校教育の場において児童生徒の発達段階に応じた人権教育、福祉教育を推進します。《継続》	教育指導課
3	地域における啓発活動の促進	①障害の有無にかかわらず地域の活動、公民館活動等を通して、交流の機会の充実を図るなど相互理解についての取り組みを進めます。《継続》	各公民館 地域交流センター
		②自立支援協議会による啓発活動事業を通じ、障害のある方とない方の交流を図るなど相互理解について促進します。《継続》	障がい者福祉課

施策２　協働体制の充実

本市では、総合計画において重点テーマの一つに「市政運営をみんなの力で（協働）」を掲げ、地域の課題を解決することを推進しています。また、地域共生社会を実現するには、協働体制を強化していかなければなりません。共助の部分を支える各種障害者団体活動や福祉を支える人材の育成を支援し、障害福祉における協働体制の充実を図ります。

取組番号	取り組み	具体的な内容	担当課
4	協働体制の充実	①自立支援協議会など医療・福祉・教育・産業など各種関係機関が障害や地域の福祉の問題に対し、連携して取り組む組織の運営を支援します。《継続》	障がい者福祉課
		②協働ガイドラインに則した取り組みを、市民、企業、ＮＰＯなどとの連携により推進します。《継続》	自治文化課
		③関係機関、団体、事業者などとの協働により、地域のつながりと支え合いを高める事業を推進します。《継続》	福祉政策課
5	各種障害者団体活動などの支援	①障害者の自立と社会参加の促進を図るため、各種障害者団体の活動や団体間の交流を支援します。また、障害者自らがサービス提供者になるセルフグループの活動を支援します。《継続》	障がい者福祉課
6	福祉を支える人材育成の推進	①公民館、地域交流センター、さやま市民大学、社会福祉協議会などによる講座・学習会などを活用し、福祉を支える人材の育成を進めます。《継続》	自治文化課 福祉政策課 各公民館 地域交流センター
		②事業者などへ講演会やセミナー、資格取得などの情報を提供することにより、事業所の人材育成を支援します。《継続》	障がい者福祉課

施策３　権利擁護の充実

「障害者虐待防止法」や「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の施行など、権利擁護に関する法律や制度は時代とともに変化しています。この点を踏まえ、法律や制度に基づき権利擁護の充実を図ります。障害者の虐待防止については、虐待防止ネットワーク体制のさらなる充実を図り、成年後見制度については、周知を図るとともに利用を促進し、また、差別解消に向けた取り組みを推進します。

取組番号	取り組み	具体的な内容	担当課
7	虐待防止ネットワーク体制の充実	①障害者に対する虐待の未然防止や虐待の発生に伴う対応などを適切に行うために、関係機関が相互に連携しネットワーク体制の充実を図ります。《継続》	障がい者福祉課 高齢者支援課 こども支援課
8	成年後見制度の利用促進	①障害者が安心して生活できるよう広く成年後見制度の周知を図るとともに、障害福祉サービス利用申請などの機会において利用者に周知するなど制度の利用を促進し、障害者の意思決定の支援を行います。 《拡充》	障がい者福祉課 高齢者支援課
		②成年後見制度の利用促進、後見人支援、相談機能などを担う中核機関を設置し、円滑な運営を図ります。《継続》	障がい者福祉課 高齢者支援課
9	福祉サービス利用援助事業の利用促進	①社会福祉協議会が行う福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）の周知を図り、利用を促進します。《継続》	障がい者福祉課 高齢者支援課
10	差別をなくすための啓発活動の推進	①障害を理由とする不当な「差別的取扱い」の禁止と社会的障壁を取り除くために必要な「合理的配慮」を行うことについて、より広く周知します。《拡充》	職員課 障がい者福祉課
		②障害を理由とする差別に関する相談、紛争の防止・解決の取り組みを進めるための体制の充実を図ります。《拡充》	障がい者福祉課
11	選挙における投票環境の充実	①投票所において障害者が投票しやすい環境整備をするとともに、郵便などによる不在者投票制度について周知し、利用を促進します。《継続》	選挙管理委員会事務局

基本施策２　保育・教育体制の充実

施策１　就学前の支援体制の充実

障害児への支援体制の充実にあたっては、子育て支援施策や母子保健施策との緊密な連携を図り、障害の早期発見及び支援を進めることが必要です。各種乳幼児健診の実施及び関係機関の連携により療育相談体制の充実と発達に心配のある子どもへインクルーシブな視点を含めた総合的な支援をします。また、県主催の発達支援に関する研修などに参加し、職員の専門性の向上を図ります。

取組番号	取り組み	具体的な内容	担当課
12	各種乳幼児健診の充実	①疾病の予防や障害の早期発見のため、乳幼児の健康診査や受診後の指導、相談体制の充実を図ります。《継続》	保健センター
13	就学前の相談・支援体制の充実	①発達に心配のある子どもの相談や個別的な支援に関して、保育所、幼稚園、青い実学園、保健センター、相談支援事業所、総合子育て支援センターや家庭児童相談室などの関係機関が連携し、多角的、専門的な視点をもった総合的な支援体制を整備します。《継続》	障がい者福祉課 こども支援課 保育幼稚園課 青い実学園 保健センター 学務課
		②特別支援教育の充実のために、公立幼稚園に特別支援教育コーディネーターを配置し、個々に応じた計画的かつ適切な支援を行います。《継続》	学務課
		③就学支援委員会において、関係機関の意見をもとに適切な就学先を検討するとともに、幼児期から学齢期への切れ目ない支援を行うため、各機関の連携を図ります。《継続》	障がい者福祉課 こども支援課 保育幼稚園課 青い実学園 教育センター
		④障害児、医療的ケアが必要な児童及び配慮が必要な児童等の保育・教育体制の充実を図るとともに、手厚い支援が必要な児童を保育・教育施設が受け入れるための支援を行います。《継続》	保育幼稚園課
14	職員の専門性の向上	①学習会や講習会を通して、青い実学園や保育所・幼稚園などの職員の専門性の向上を図ります。《継続》	保育幼稚園課 青い実学園 学務課
15	インクルーシブ保育の充実	①発達支援マネージャー、発達支援サポーターを配置し、発達障害に対する相談や支援に取り組みます。《継続》	障がい者福祉課 保育幼稚園課
		②発達に心配のある子どもへの支援を行うため、必要な人員配置と簡易な施設改修を行うなどの環境整備を図ります。《継続》	保育幼稚園課 学務課
		③外部講師による巡回指導を行い個別の係わり方、集団指導について支援者間の共通理解を図ります。《継続》	保育幼稚園課

施策２　就学後の支援体制の充実

障害児の支援にあたっては、ライフステージに沿って関係機関が連携し、切れ目の無い一貫した支援体制を構築することや、障害の有無にかかわらず児童がともに成長できるよう地域社会への参加を推進することが重要なことから、障害のある児童生徒の相談及び支援体制のさらなる充実に取り組みます。

また、インクルーシブ教育の理念に基づき、子どもや保護者の願いに応じた教育を受けることができるよう環境整備等の合理的配慮の提供を行います。

取組番号	取り組み	具体的な内容	担当課
16	児童生徒の相談・支援体制の充実	①小中学校、特別支援教育諸学校、教育センター、福祉･教育担当者及び相談支援事業所などとの連携協力により､児童生徒一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな支援を行い､就学支援委員会や教育センターにおける就学相談､教育相談の充実を図ります。《継続》	障がい者福祉課 教育指導課 教育センター
		②小中学校の特別支援学級などへ就学している児童生徒の保護者に対して、情報提供を行い、相談支援を行います。《継続》	教育指導課 教育センター 学務課
17	教育体制の充実	①特別支援学級については、介助員を配置し教育活動の充実を図ります。《継続》	教育指導課
18	教職員の理解促進	①各校に特別支援教育コーディネーターを配置するとともに､校内委員会を設置して組織的に研修の充実を図ります｡障害に対する教職員の理解を深めるための研修などを行い相談支援に活かします。《拡充》	教育指導課 教育センター
19	インクルーシブ教育の充実	①通常の学級に在籍する児童生徒が､障害など必要に応じて指導を受ける「通級による指導」を充実していきます。また、通級による指導の待機児童の解消を図ります。《継続》	教育センター
		②地域の学校との交流活動を促進するため､特別支援学校の児童生徒に、県の推進する「支援籍」などを活用します。《継続》	教育指導課
20	障害のある児童生徒の放課後などの居場所の充実	①重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスの整備を促進します。《継続》	障がい者福祉課
		②学童保育室において、家庭に代わる生活の場として児童の健全育成を推進します。《継続》	青少年課

基本施策３　社会参加の支援

施策１　文化・スポーツ活動の充実

障害者の文化活動やスポーツ活動の振興を図ることは、障害者の社会参加を促進するためにも重要です。障害者の文化活動やスポーツ・レクリエーション活動を通して様々な人との交流や社会参加を支援していきます。

取組番号	取り組み	具体的な内容	担当課
21	文化活動への支援	①障害者の参加に配慮した講座やイベントなどの文化活動を実施します。《継続》	各公民館 地域交流センター
		②大活字本やデイジーの収集・貸出や対面朗読など、図書館サービスの充実を図ります。《継続》	中央図書館
		③自立支援協議会主催の Well-being など障害者の文化活動を促進します。《継続》	障がい者福祉課
22	スポーツ・レクリエーション活動への支援	①障害者がスポーツ・レクリエーション活動を通し様々な人との交流や社会参加をするため、障害者スポーツ事業などについて周知し、参加を促進します。《継続》	障がい者福祉課 健康づくり支援課 スポーツ振興課
		②スポーツ施設や文化施設等において、障害者とその介助者の利用料を減免することで利用しやすい環境を整えます。《継続》	スポーツ振興課 博物館

施策２　外出支援の充実

障害者の社会参加を促進するためには、外出支援を充実させることが重要です。障害者に配慮した公共交通機関や移送支援を充実していくとともに、移送サービスのさらなる周知や利用の促進を図ります。

取組番号	取り組み	具体的な内容	担当課
23	移送サービスの利用促進	①ハンディキャブ運行事業をはじめ、重度障害者などに対するタクシー券またはガソリン券の給付など、移動が困難な障害者に対する移送サービスの利用促進を図ります。《継続》	障がい者福祉課
24	外出しやすい移動手段の充実	①市内循環バスの乗車運賃の減免制度を周知し、その利用の促進を図るとともに、狭山市駅西口駐車場など、公共施設の障害者利用を促進するため、利用料の減免を図ります。また、障害者が安心して利用できる環境やサービスの提供について、事業者への理解と協力を求めていきます。《拡充》	交通防犯課 障がい者福祉課

基本施策４　就労の支援

施策１　就労支援の充実　《重点施策》

障害者の就労については、就労支援や就労後の課題に対応し、就労の定着が図れるよう、関係機関との連携の強化及び事業主や市民の理解を深めることが必要です。障害者就労支援センターをはじめ関係機関との連携を強化し、就労の定着を支援していきます。

取組番号	取り組み	具体的な内容	担当課
25	就労支援事業の推進	①障害者の一般就労や雇用支援に関する理解を推進します。《継続》	障がい者福祉課
		②障害者やその家族に対して、相談から職場定着までの就労支援を行う障害者就労支援事業を推進します。また、障害者が安定的、継続的な社会生活を営むために生活支援を含め事業者との連携を図ります。《継続》	障がい者福祉課
		③障害者雇用を促進するため、障害者就労支援センターの相談機能の充実を図ります。《拡充》	障がい者福祉課
26	就労機会の拡充	①ハローワークとの連携や各種訓練施設、福祉施設など就労関連施設の紹介をするとともに、広報などの周知活動を通じ、障害者就労に関して事業主や市民の理解を深めます。《継続》	産業振興課 障がい者福祉課
		②障害者を対象とした職場体験実習を実施します。《継続》	産業振興課 障がい者福祉課
		③雇用型の就労継続支援Ａ型、非雇用型の就労継続支援Ｂ型、就労選択支援、就労移行支援事業所を活用し、就労機会の拡充を図ります。《拡充》	障がい者福祉課
		④障害者が、市職員として働くことができるよう計画的な雇用を進めるとともに、働きやすい職場環境の整備を図ります。《継続》	職員課
27	障害者雇用企業への支援	①企業に対し障害者雇用促進に向けた取り組みを行います。《継続》	産業振興課 障がい者福祉課
28	福祉施設などの整備と運営促進	①就労継続支援施設や就労移行支援事業所の整備を促進します。《継続》	障がい者福祉課
		②福祉施設などの製品の紹介やＰＲに協力します。また、障害者優先調達法の方針にのっとり、全庁的に周知し障害者施設の物品などを積極的に調達します。《継続》	障がい者福祉課

取組番号	取り組み	具体的な内容	担当課
28	福祉施設などの整備と運営促進	③福祉の店について、広く周知し利用の促進を図ります。また、設置場所を配慮するなど、団体活動を支援します。《継続》	財産管理課 障がい者福祉課
29	就労移行支援事業及び職場定着支援の充実	①一般就労を希望する障害者や、就労継続支援サービスを受けていて一般就労が可能な障害者の就労移行支援を促進します。《継続》	障がい者福祉課
		②就労支援センターによる支援に加え、就労定着支援などにより、障害者の職場定着を図ります。また、就労移行支援事業所に対し、一般就労できた方に引き続きの就労定着支援が行われるよう働きかけます。《継続》	障がい者福祉課
		③就労移行支援サービス利用者が一般就労に就けたか、定着できているか確認を行い、適切なサービス利用を図ります。《継続》	障がい者福祉課

基本施策５　相談支援体制の充実

施策１　情報提供の充実　《重点施策》

障害福祉サービスや相談窓口、就労に関する情報など、障害の有無にかかわらず必要な情報が取得できることは心の安心にもつながります。障害種別に配慮し、障害者が必要な情報を確実に受け取れるよう情報提供手段の充実を図ります。

取組番号	取り組み	具体的な内容	担当課
30	情報提供手段の充実	①広報紙、公式ホームページやＳＮＳを利用し、動画を活用するなど障害者に配慮した情報提供を行います。《拡充》	広報課 障がい者福祉課 議会事務局
		②福祉関連事業所や団体、行政などが連携したネットワーク体制や、情報提供の体制の充実を図ります。《継続》	障がい者福祉課
		③聴覚障害の方の情報保障のため、手話通訳者や要約筆記者派遣事業について周知し、利用の促進を図ります。《継続》	障がい者福祉課
		④全庁的にだれにでもわかりやすい情報提供の充実を図ります。《継続》	全課
31	各サービスなどの情報提供の推進	①広報紙や障害者の福祉ガイドなどを通して、基幹相談支援センターや相談支援事業所の周知を図り、利用促進を図ります。《継続》	障がい者福祉課
		②障がい者福祉課の窓口をはじめ基幹相談支援センター、相談支援事業所、地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生委員・児童委員など、福祉関係機関・団体・事業所において、福祉サービスに関する情報を提供します。《継続》	福祉政策課 障がい者福祉課 高齢者支援課
32	障害特性に配慮した意思疎通支援の促進	①手話通訳者や要約筆記者等を養成し、手話言語その他の意思疎通の手段の普及を図り、情報の取得利用を促進します。また、高次脳機能障害、統合失調症など意思疎通を図ることに支障がある障害者に対するコミュニケーション支援を充実させます。《拡充》	障がい者福祉課

施策２　ケアマネジメント体制の充実

相談者の多様なニーズに対して福祉サービス等が利用しやすくなる仕組みを構築することが必要です。関係機関の連携を強化し、ケアマネジメント体制のより一層の充実を図ります。また、障害者・高齢者・児童などを地域全体で支える仕組みづくりを構築し、分野を問わず包括的に相談・支援を行います。

取組番号	取り組み	具体的な内容	担当課
33	基幹相談支援センターの機能の充実	①地域の中核的な総合相談支援機関として、スーパーバイズ（指導・助言）機能を充実させます。また、障害者総合支援コーディネーターを配置し、困難ケースの対応や、人材育成支援、相談支援専門員のスキルアップを図るとともにセンターの拠点整備を推進します。《拡充》	障がい者福祉課
34	地域の相談体制の充実	①障害の重度化、障害者の高齢化が進む中、多様化・増加する相談に対し、関係する所管や相談支援事業所、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等の外部機関との連携を図り、重層的支援体制の整備充実を図ります。《拡充》	福祉政策課 障がい者福祉課 高齢者支援課 こども支援課 介護保険課 保健センター
		②地域の身近な相談先としての民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員、精神障害者相談員について周知を図ります。また、研修会などへの参加により相談業務の充実を図ります。《継続》	福祉政策課 障がい者福祉課
35	自立支援協議会の活用	①福祉・保健・教育・雇用などに関連する職務に従事する者で組織する自立支援協議会において、個別事例の検討や情報の共有を図り、相談支援体制の充実を図ります。《拡充》	障がい者福祉課
		②保健・医療・福祉関係者による「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を図ります。《継続》	障がい者福祉課

基本施策６　福祉・保健・医療施策の推進

施策１　福祉施策の推進　《重点施策》

「障害福祉計画」や「障害児福祉計画」に基づき障害種別に応じたきめ細やかなサービスを提供するとともに日常生活を営むのに必要な事業を周知し、利用を促進します。また、障害者をはじめ障害者の家族への相談・支援の充実を図ります。さらに、緊急時の受入れ体制などの役割を担う地域生活支援拠点等の機能の充実を図ります。

取組番号	取り組み	具体的な内容	担当課
36	障害福祉サービスなどの推進	①訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービスなどについて周知を図るとともに、施設やサービス提供事業者と連携･調整を図りながら利用者の立場に立ったサービスを推進します。《継続》	障がい者福祉課
		②サービス利用者に対して常に最良の支援ができるように、サービスの更新（変更）時におけるモニタリングを実施する体制を整えます。《継続》	障がい者福祉課
		③共生型サービスの利用を促進します。《継続》	障がい者福祉課 介護保険課
37	地域生活支援事業の促進	①日常生活を営むのに必要な事業（入浴サービス、緊急通報、紙おむつ給付など）を周知し、利用の促進を図ります。また、在宅重度障害（児）者の日常生活を容易にするために行っている日常生活用具の給付事業を周知し、利用の促進を図ります。《継続》	障がい者福祉課
38	精神障害者の支援の充実	①精神障害者の社会参加を促進するため、地域活動支援センターにおける支援内容の充実を図ります。《拡充》	障がい者福祉課
		②精神障害に関する知識の普及や啓発を図ります。また、家族支援のために講演会などを実施します。《継続》	障がい者福祉課 保健センター
		③相談支援事業所と連携し、必要に応じて自宅を訪問することで実情を把握し、適切な支援につなげるよう相談支援体制の充実を図ります。《継続》	障がい者福祉課 保健センター
39	障害者の地域生活への移行の促進	①施設で暮らしている障害者や長期に入院している障害者が、地域で安心して生活できるよう相談支援体制を整備し、地域生活への移行の促進を図ります。《継続》	障がい者福祉課

取組番号	取り組み	具体的な内容	担当課
40	中途障害者の支援体制の充実	①中途障害者への支援として、保健・医療・福祉の関係機関などとの連携を図り、早期に、短期・集中的な訓練や職場復帰などに向けた支援体制を充実します。《継続》	障がい者福祉課
41	地域生活支援拠点等の機能の充実	①障害の重度化・障害者の高齢化や「親亡き後」を見据えた、緊急時の受入れ体制の整備や、緊急事態を未然に防ぐため、相談支援や体験などの機能を充実します。《継続》	障がい者福祉課
42	障害児・者と家族支援	①適切な情報提供、相談支援、レスパイトなどの利用を促進し、障害者の家族の負担軽減を図ります。《継続》	障がい者福祉課

施策２　保健・医療施策の推進

地域ぐるみで健康づくりを推進するには、福祉と保健・医療の連携が必要です。

地域の身近なところでの健康づくりを推進し、疾病予防や介護予防、リハビリテーションの充実を図ります。また、各種医療費助成制度の周知と利用を促進します。

取組番号	取り組み	具体的な内容	担当課
43	健康づくりの推進	①健康づくりや介護予防のため、地域の身近なところでの「青空の会」や「すこやか体操普及指導員連絡会」などの活動を支援し、健康づくりを推進します。《継続》	高齢者支援課 健康づくり支援課
		②生活習慣病や障害・介護予防に向けた知識の普及や啓発を図るとともに、健康教育、相談事業などやこころとからだの健康に関する講演会や講座などを実施し、心身の状態や疾病に応じた支援を行います。《継続》	健康づくり支援課 保健センター
44	介護予防、リハビリテーションの充実	①介護予防、機能回復の事業の周知を図り、利用の促進を図ります。《継続》	介護保険課
45	各種医療費助成制度の利用促進	①心身障害者医療費助成制度、自立支援医療費制度（更生・育成・精神通院）、こども医療費支給制度などの各種制度の周知を図り、利用の促進を図ります。《継続》	障がい者福祉課 こども支援課

基本施策７　やさしいまちづくりの推進

施策１　福祉のまちづくりの推進

福祉のまちづくりは、障害者の意見を取り入れながら推進していくことが必要です。

ハード面では、道路環境の整備や交通安全対策に取り組みます。

ソフト面では、取組番号１-④で掲げている「あいサポート運動」の活動を通して、地域共生社会に向けたまちづくりを推進します。また、一人ひとりのニーズに合った適切な支援を総合的に提供するために、トータルサポート体制を構築します。

取組番号	取り組み	具体的な内容	担当課
46	だれもが生活しやすいまちづくりの推進	①狭山市福祉環境整備要綱に基づいたまちづくりの推進をするとともに、埼玉県福祉のまちづくり条例やバリアフリー法について周知します。《継続》	障がい者福祉課 開発審査課 建築審査課
		②年齢、性別、国籍、障害の有無など様々な違いを越えて、すべての人が利用しやすいように、ユニバーサルデザインに配慮した施設や建物の整備、環境づくりを進めるため、狭山市福祉環境整備要綱の周知を図ります。《継続》	障がい者福祉課
		③障害当事者が行う社会参加支援を促進します。《継続》	障がい者福祉課
		④「トータルサポート」体制のもと関係課と連携し、横断的かつ総合的に相談支援を行います。《継続》	福祉政策課
47	公共施設などのバリアフリー化の推進	①狭山市福祉環境整備要綱や埼玉県福祉のまちづくり条例、バリアフリー法に基づき、公共施設などの設備や建物の充実を図り、バリアフリー化を推進します。《継続》	財産管理課 障がい者福祉課 こども支援課 介護保険課 各公民館
		②自治会館などの地域コミュニティ施設のバリアフリー化を支援します。《継続》	自治文化課
48	道路環境の整備	①安全な歩道空間の確保のため、歩道整備、視覚障害者誘導用ブロックの設置、段差解消、放置自転車など障害物の撤去などを進めます。《継続》	交通防犯課 道路整備課 道路維持課
		②音響式信号機や弱者感応式信号機の設置などについて関係機関へ働きかけます。《継続》	交通防犯課
49	駅施設の改善の促進	①狭山市福祉環境整備要綱や埼玉県福祉のまちづくり条例、バリアフリー法に基づき、駅施設やバス施設の改善を要望します。《継続》	交通防犯課

取組番号	取り組み	具体的な内容	担当課
50	交通安全対策の推進	①交通安全教室を開催し、交通安全ルールの理解を深めることにより、重大な交通事故からの回避を図ります。《継続》	交通防犯課 保育幼稚園課 教育指導課 学務課
		②ドライバーの安全運転や自転車の安全走行、路上に障害物を設置･放置しないなど市民や事業者の協力により交通安全を確保します。《継続》	交通防犯課 建設総務課
		③障害者駐車場への不適切な利用を防止するためのＰＲ・啓発活動を推進します。《継続》	障がい者福祉課

施策２　防災体制の整備促進　《重点施策》

災害時には地域の助け合いが重要で、日頃から地域で災害時に備えることが必要です。

避難行動要支援者避難支援事業を推進し、市と※地域支援者が避難行動要支援者に関する情報の共有を図り、地域支援者による日頃からの見守り活動等に活用し、共助による地域での防災体制を構築することで、災害に対する安心・安全を確保していきます。また、障害者の防災に関する意識向上のための啓発活動を推進します。

※地域支援者とは、避難行動要支援者の避難支援を行う方で主に自治会（市と「避難行動要支援者名簿」の管理に関して協定を締結している自治会等）や民生委員・児童委員等をいう。

取組番号	取り組み	具体的な内容	担当課
51	地域における災害時対応の充実	①パンフレットの配布などにより防災に関する知識の普及啓発を図ります。《継続》	障がい者福祉課 危機管理課
		②避難行動要支援者避難支援事業について、関係機関や地域住民、当事者やその家族などに周知を図り、関係機関と連携し事業の充実を図ります。《継続》	福祉政策課 障がい者福祉課 高齢者支援課 危機管理課
		③指定避難所において、配慮の必要な方への対応について方策を検討するとともに、二次避難所である福祉避難所について、福祉施設などと協定を結んでいきます。《継続》	障がい者福祉課 高齢者支援課 危機管理課

取組番号	取り組み	具体的な内容	担当課
51	地域における災害時対応の充実	④入所・通所施設において防災対策を強化するとともに、災害時における地域ぐるみの避難協力体制を整備します。《継続》	障がい者福祉課 介護保険課
52	災害時の情報提供の充実	①防災行政無線の適正な維持管理による機能保持に努めます。そのほか、Ｆネットを初め各種情報伝達手段の周知を行い、利用の促進を図ります。また、狭山市公式モバイルサイトメール配信サービスのほか、浸水や土砂災害等が想定される地域にお住いの避難行動要支援者の方を対象に、固定電話などに避難情報を音声で配信するサービスへの登録促進を行います。《継続》	広報課 障がい者福祉課 危機管理課
		②緊急時において関係機関と情報の共有化が行えるように連絡体制を強化します。《継続》	障がい者福祉課 危機管理課
53	災害時の支援体制の確立	①障害の特性に配慮した生活用具や食料・飲料水、電源などの優先的な確保と供給体制の整備を進めるとともに、人員配置や関係機関への連携や調整を図ります。《継続》	障がい者福祉課 危機管理課
		②災害発生後の適切なケアマネジメント体制の早期確立を進めます。《継続》	障がい者福祉課 危機管理課
		③医療的ケアが必要な方の災害時個別支援計画を作成します。《新規》	障がい者福祉課 危機管理課

施策３　住環境の整備

障害者、介助者の高齢化に伴う親亡き後の心配は、大きな課題となっています。

障害者が地域で安心して暮らせるよう、障害に適した住宅や施設の整備など、障害者の住環境の整備促進を図ります。

取組番号	取り組み	具体的な内容	担当課
54	障害者に適した住宅の整備	①必要に応じた住宅改修費の助成制度の周知を図ります。《継続》	障がい者福祉課
		②公式ホームページや広報において、住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額措置制度の周知を図ります。《継続》	資産税課
		③障害者の市営住宅への優先入居などを実施します。《継続》	市街地整備課
55	グループホームなどの整備促進	①障害者のニーズを勘案しながら地域での自立を支援するため、近隣市と調整しながら、障害者支援施設の整備を図ります。《継続》	障がい者福祉課

第４章　計画の目標値・サービスの見込量

１　サービス提供に関する基本的な考え方

令和８年度の成果目標及びサービスの見込量は、障害福祉計画及び障害児福祉計画に関する国の基本指針及び県の計画に即して、サービスの見込量とその確保のための方策について定めるものです。

なお、サービス提供の体系は、次のとおりです。

■　障害者総合支援法に基づくサービス体系

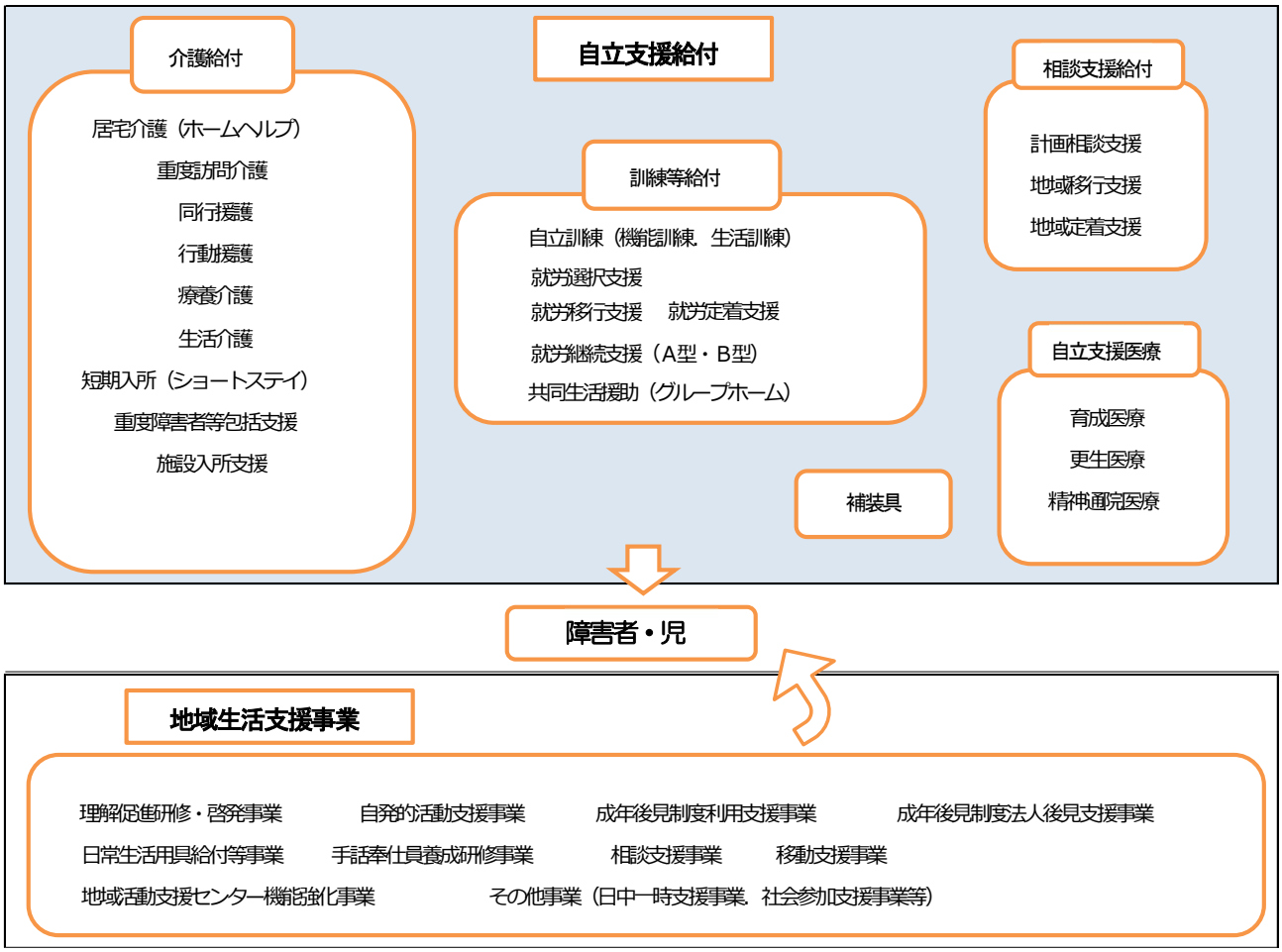

■　児童福祉法に基づくサービス体系

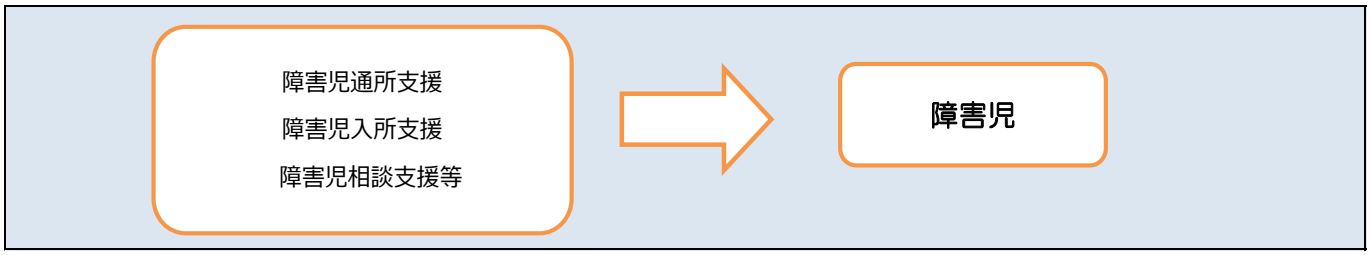

２　令和８年度の成果目標

２－１　福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している障害者が、地域移行支援や自立訓練などのサービスを使い、グループホームや自宅などに移行し地域の中で暮らすことをめざします。

こうした取り組みを踏まえ、グループホームや自宅などへ移行する方の、令和８年度末までの数値目標を設定します。

【国の基本指針に基づく考え方】

令和４年度末時点での施設入所者数の６％以上が地域生活へ移行することとし、これに合わせて令和８年度末の施設入所者数を令和４年度末時点の施設入所者から５％以上削減することを基本としています。

目標値の設定については、令和４年度末において、障害福祉計画で定めた令和４年度までの目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を目標値に加えた割合以上を目標値とします。

【埼玉県の考え方】

地域移行者数は国と同様６％以上とします。障害者施設入所者数の削減数の数値目標は設定しません。

【狭山市の考え方】

令和８年度末までに地域へ移行する地域生活移行者数については、令和４年度末時点の施設入所者数の６％としますが、障害者施設入所者数の削減数の数値目標は県の考え方と同様に設定しません。

項　目	令和４年度 実績	【目標値】 令和８年度
施設入所者数	114 人	設定しない
地域生活移行者数	4 人	7 人

※「地域生活移行者数」は、施設入所からグループホームなどへ移行する目標数

２－２　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしく暮らせるよう、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む）にも対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。

【国の基本指針に基づく考え方】

精神障害者の精神病床から退院 1 年以内の地域における平均生活日数、精神病床における 1 年以上長期入院患者及び早期退院率に関する目標値を設定します。

平均生活日数に関する令和８年度における目標値は、平均 325.3 日以上を基本とします。

長期入院患者に関する数値目標は、65 歳以上の 1 年以上長期入院患者数と 65 歳未満の 1 年以上長期入院患者数を数式により設定します。

退院率に関する数値目標は、入院後 3 ヵ月時点の退院率を 68.9%以上とし、入院後 1 年以内の退院率については 84.5%以上とします。

【埼玉県の考え方】

国の指針のとおりです。市町村ごとの数値目標は求めませんが、県は指標設定を行います。

【狭山市の考え方】

県が設定した指標を実現するため、自立支援協議会の精神相談部会に参加する保健・医療・福祉関係者による協議体を設置し、地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。

項　目	令和６年度	令和７年度	令和８年度
保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	3回	3回	3回
保健、医療、福祉関係者による協議の場の関係者の参加者数（実人数）	60 人	60 人	60 人
保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定および評価の実施回数	1回	1回	1回
精神障害者の地域移行支援	2 人	2 人	2 人
精神障害者の地域定着支援	1 人	1 人	1 人
精神障害者の共同生活援助	45 人	50 人	55 人
精神障害者の自立生活援助	1 人	2 人	3 人
精神障害者の自立訓練（生活援助）	8 人	10 人	12 人

発達障害者に対する支援

発達障害児者の家族同士の支援を推進するため、同じ悩みを持つ本人同士や発達障害児者の家族に対するピアサポート等の支援を充実させ、家族だけでなく本人の生活の質の向上を図ります。

項　目	令和６年度	令和７年度	令和８年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	12 人	12 人	12 人
ペアレントメンターの人数	6 人	8 人	10 人
ピアサポートの活動への参加人数	把握していないため、目標値は定めません。		

２－３　地域生活支援拠点等の整備

障害者の高齢化・重度化や「親なき後」の課題などに対して、地域で生活するための居宅支援機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ対応、専門性、地域の体制づくり）である地域生活支援拠点等を整備し、その機能を充実させ、障害者の生活を地域全体で支える仕組みを構築します。

【国の基本指針に基づく考え方】

地域生活支援拠点等について、令和８年度末までに各市町村又は※各圏域に１つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年１回以上運用状況を検証及び検討することを基本とします。

【埼玉県の考え方】

国の指針のとおりです。

【狭山市の考え方】

地域生活支援拠点等を確保し、機能充実にむけた運用状況の検証と検討を行います。

項目	令和６年度	令和７年度	令和８年度
地域生活支援拠点等の確保	１箇所	１箇所	１箇所
機能充実にむけた運用状況の検証及び検討の実施	年１回	年１回	年１回
強度行動障害を有する者に関し、支援体制の整備	有	有	有

※ 圏域とは、障害保健福祉圏域　当市は西部（所沢市・飯能市・狭山市・入間市・日高市）に該当

２－４　福祉施設から一般就労への移行

福祉施設に通所している障害者が、就労移行支援事業などのサービスを利用することにより、それぞれの意欲や能力に応じて働くことができるよう体制を整備し、福祉施設から一般就労への移行をめざします。

また、就労移行支援事業等を通じた移行者が就労定着できるよう、就労定着支援サービスの利用促進を図ります。

【国の基本指針に基づく考え方】

令和３年度の一般就労への移行実績の 1.28 倍以上とすることを基本とします。

その内訳は、就労移行支援事業については、1.31 倍以上、就労継続支援Ａ型については、1.29 倍以上、就労継続支援Ｂ型については、1.28 倍以上とします。

また、一般就労への定着も重要であることから、就労移行支援事業の利用者の７割が就労定着支援事業を利用することを基本とします。

さらに就労定着率が７割以上の就労定着支援事業所を全体の２割５分以上とします。

【埼玉県の考え方】

国の指針のとおりです。

【狭山市の考え方】

国の指針や県の考え方を基本とし、本市の状況を踏まえて目標値を設定します。

引き続き就労支援センターの取り組みを通して就労支援事業を推進し、福祉施設から一般就労への移行をめざすとともに、就労定着を支援します。

項　目	令和３年度 実績	【目標値】 令和８年度
福祉施設利用者の一般就労移行者数	27 人	35 人
うち、就労移行支援事業利用者	23 人	30 人
うち、就労継続支援Ａ型事業利用者	3 人	4 人
うち、就労継続支援Ｂ型事業利用者	1 人	1 人
就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数	10 人	15 人
うち、就労定着支援事業利用者数	2 人	11 人
就労定着支援事業所数	1	2
令和８年度末の就労定着率７割以上の 就労定着支援事業所数	1	1

２－５　障害児支援の提供体制の整備

障害児通所支援などにおける障害児及びその家族に対する支援について、障害児の障害種別や年齢別などに応じたサービスを身近な場所で提供できるように、地域における支援体制を整備していきます。

【国の基本指針に基づく考え方】

令和 8 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村及び圏域などに少なくとも１箇所以上設置することを基本としています。また、令和８年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とします。

令和 8 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村及び圏域などに少なくとも１箇所以上確保することを基本とします。

また、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和８年度末までに、県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育などの関係機関などが連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置することを基本とします。

【埼玉県の考え方】

国の指針のとおりです。

【狭山市の考え方】

国の指針や県の考え方を基本とし、障害児及びその家族に対して、効果的な支援を身近な場所で提供するために、重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所などを令和 8 年度末までに整備していきます。

項　目	令和４年度 実績	【目標値】 令和８年度
児童発達支援センターの設置数	１箇所	１箇所
令和８年度までに、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築	無	有
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置数	１事業所	１事業所
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	0	１事業所
医療的ケア児が適切な支援を受けられるための関係機関の協議の場を設置	有	有
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	３名	３名

２－６　相談支援体制の充実・強化等

障害者に関する様々な相談に対し、総合的・専門的な相談支援の実施や、適正なサービスの運用ができるよう地域の相談支援体制を整備していきます。

【国の基本指針に基づく考え方】

令和８年度末までに、各市町村及び圏域などに総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とします。また、これらの取り組みを実施するにあたり、基幹相談支援センターがその機能を担うことを検討します。

【埼玉県の考え方】

国の指針のとおりです。

【狭山市の考え方】

基幹相談支援センターが行う機能強化事業として障害者総合支援コーディネーターを配置し、多様化及び増加する相談に対する専門的な指導助言や、地域の相談支援事業者の人材育成の支援、保健・医療・福祉・教育・就労等の関係機関との連携強化などを図ります。

また、介護保険サービスと障害福祉サービスの両方のサービスを使うことも多い、高次脳機能障害の方に対しても適切なインテークを行い、双方のサービスに適切に繋げられるよう図ります。

項　目	令和４年度 実績	【目標値】 令和８年度
総合的・専門的な相談支援の実施	有	有
協議会における個別事例検討の実施体制の確保	有	有
相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	97 回	100 回
相談支援事業者の人材育成の支援件数	25 回	36 回
相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	21 回	24 回

２－７　障害福祉サービスの質を向上させるための取り組み

障害福祉サービスの適正な運用を図るため、担当職員のスキルアップを図ります。
また、県、関係自治体及び事業所と情報共有する体制を整備していきます。

【国の基本指針に基づく考え方】

障害福祉サービス等に係る各種研修の活用、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有、指導監査結果の関係市町村との共有により障害福祉サービスの質を向上させます。

【埼玉県の考え方】

国の指針のとおりです。

【狭山市の考え方】

障害者総合支援法によるサービスの理解促進のため、埼玉県が実施する研修への参加を積極的に行います。

また、関係する市町村やサービス提供事業所と障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有し、サービス提供事業所に対する指導監査を行う県との情報共有を図ります。

項　目	令和４年度 実績	【目標値】 令和８年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への市職員の参加人数	10 人	15 人
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	有	有

３　障害者総合支援法に基づくサービスの見込量と確保方策

３－１　サービスの概要と必要な見込量と確保方策

（１）訪問系サービス

訪問系サービスは、在宅で訪問を受け、日常生活における介護などを受けるサービスです。具体的には、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援があります。

サービス名	サービスの内容
居宅介護（ホームヘルプ）	居宅において、入浴、排せつ、食事の介護、掃除、洗濯等の家事と生活等に関する相談、助言などを行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者及び知的障害や精神障害により、行動上著しい困難を有する方で常時介護を必要とする方に、居宅介護や外出時の移動支援などを総合的に行います（基本的に 18 歳以上の障害者が対象となります）。 また、日常的に重度訪問介護を利用している最重度の障害者に対しては、入院中の医療機関においても引き続き支援を行います。
同行援護	重度の視覚障害により移動が困難な方に対し、外出時に同行して、移動に必要な情報を提供するとともに、移動時の見守りや手助けなどを行います。
行動援護	知的障害や精神障害により行動上著しい困難を有する方などに、行動する際に生じる危険回避のための援護や外出時の移動のための支援や援護を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護を必要とする重度の障害者または障害児で、その介護の必要性が著しく高い方に、居宅介護などの複数のサービスを包括的に行います（寝たきり状態などの介護の必要性が著しく高い方が対象となります）。

訪問系サービスの見込量（月間）

	単位	令和４年度 実績	令和６年度	令和７年度	令和８年度
居宅介護	時間	2,405	2,542	2,686	2,840
	人	147	155	163	172
重度訪問介護	時間	3,788	5,311	6,051	6,771
	人	13	15	16	17
同行援護	時間	429	488	521	556
	人	27	29	30	31
行動援護	時間	239	239	274	315
	人	16	16	20	24
重度障害者等包括支援	時間	0	0	0	0
	人	0	0	0	0

【単位：時間】・・・月間のサービス提供時間

【サービス見込量の確保方策】

障害の特性を理解したヘルパーの確保や養成を促進し、障害福祉サービスとしての充実を図っていきます。

重度訪問介護や重度障害者等包括支援については、サービス内容の周知を図るとともに、サービス提供事業者の参入促進や研修情報の提供等を行い、より質の高いサービスを提供します。

（２）日中活動系サービス

日中活動系サービスは、通所施設などで昼間の活動を支援するサービスを行います。具体的には、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援（Ａ型）、就労継続支援（Ｂ型）、就労定着支援、療養介護、短期入所（ショートステイ）があります。

サービス名	サービスの内容
生活介護	常時介護を必要とする方に、日中、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	主に視覚障害者や頸椎損傷などによる重度の肢体不自由者に、地域生活を営むことができるよう、期限を設けた支援計画に基づき、身体的リハビリテーション、日常生活に係る訓練などを行います。
自立訓練（生活訓練）	地域生活を営むことができるよう、生活能力の維持・向上をめざし、自立した日常生活や社会生活を可能にするための訓練を行います。
就労選択支援	障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を提供します。
就労移行支援	一般企業への就労を希望する方などに、期限を設けた支援計画に基づき、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援A型（雇用型）	一般企業での就労が困難な方に、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般企業での就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援B型（非雇用型）	一般企業での就労が困難な方、一定年齢に達している方などに、就労や生産活動の機会を提供するとともに、知識及び能力の維持・向上のために必要な訓練を行います（雇用契約は結びません）。
就労定着支援	就労移行支援等を利用し一般就労した障害者が職場に定着できるよう、事業所及び関係機関と就労面と生活面における課題解決に向けた連絡調整や指導助言を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活を支援します（18歳未満は児童福祉法に基づく施設給付の対象となります）。
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護をする方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

日中活動系サービスの見込量（月間）

サービス種別	単位	令和４年度 実績	令和６年度	令和７年度	令和８年度
生活介護	人日分	5,715	5,715	6,097	6,507
	人	316	316	344	374
うち重度障害者の利用者数	人	33	49	60	73
自立訓練（機能訓練）	人日分	33	33	33	33
	人	2	2	2	2
自立訓練（生活訓練）	人日分	104	104	104	104
	人	7	7	7	7
就労選択支援	人	--	--	21	21
就労移行支援	人日分	788	890	941	992
	人	45	50	54	58
就労継続支援Ａ型	人日分	1,097	1,097	1,097	1,097
	人	59	59	59	59
就労継続支援Ｂ型	人日分	4,484	5,524	6,132	6,807
	人	283	374	430	494
就労定着支援	人	32	49	53	57
療養介護	人	14	15	15	15
短期入所（福祉型）	人日分	206	343	441	568
	人	21	35	45	58
うち重度障害者の利用者数	人	5	5	6	7
短期入所（医療型）	人日分	19	19	19	19
	人	3	3	3	3
うち重度障害者の利用者数	人	3	3	3	3

【単位：人日分】・・・「月間の利用人数」×「１人１月あたりの平均利用日数」
【単位：人】　・・・月間の利用人数

【サービス見込量の確保方策】

生活介護や自立訓練については、障害者の日常生活を支える基本的なサービスとして、情報提供を図ります。

就労移行支援や就労継続支援、就労定着支援については、自立支援に向けた日中活動の主要サービスの一つとして、また、障害者の雇用と定着が円滑に、また継続的に進めることができるようサービス提供支援に取り組みます。

療養介護についても、サービスに対するニーズの動向を把握しつつ、情報提供の充実を図ります。

短期入所については、一時的に介護できない状態になった場合に、身近なところでスムーズに利用できる施設の確保を図り、障害の状況等に応じたきめ細かな対応が図れるよう支援します。

（３）居住系サービス

居住系サービスは、入所施設などで住まいの場としてのサービスを行います。

具体的には、「自立生活援助」、「共同生活援助（グループホーム）」、「施設入所支援」があります。

サービス名	サービスの内容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホームなどから一人暮らしへの移行を希望する障害者に、一定の期間にわたり定期的な巡回訪問を行うとともに、利用者からの相談・要請があった際は、訪問・電話・メールなどによる随時の対応を行います。
共同生活援助（グループホーム）	主に夜間において、共同生活を営む住居で、相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障害者に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。

居住系サービスの見込量（月間）

サービス種別	単位	令和４年度 実績	令和６年度	令和７年度	令和８年度
自立生活援助	人	1	1	1	1
共同生活援助	人 （市内施設数）	126（22）	157（28）	175（31）	196（36）
施設入所支援	人	110	110	110	110

【サービス見込量の確保方策】

自立生活援助については、サービス提供ができる事業者の参入の促進と、既存の事業所には地域生活を希望する障害者の情報提供など、サービス提供体制の確立を図ります。

共同生活援助（グループホーム）については、地域生活への移行を進めるための重要な役割が期待されており、多様な事業者による整備の促進と既存の事業者への情報提供を行います。

施設入所支援については、相談支援事業所と適正なサービス提供が実現できるよう協議を行い、埼玉県の入所調整により施設入所が必要な方が入所できるように支援します。

（４）相談支援サービス

障害福祉サービスの利用に際し、相談支援事業所がサービスを利用したい障害者のニーズを聞き取り、サービス等利用計画作成及び、定期的なモニタリングにより適正なサービス利用を図ります。

サービス名	サービスの内容
計画相談支援	障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用するすべての障害者（児）を対象に、支給決定時のサービスなどの利用計画・障害児支援利用計画の作成やサービス提供事業者などと連絡調整、モニタリングなどを行います。
地域相談支援	地域移行支援（地域生活の準備のための支援など）、地域定着支援（安定した地域生活のための相談支援体制など）という２つの支援があります。

相談支援の見込量（月間）

サービス種別		単位	令和４年度 実績	令和６年度	令和７年度	令和８年度
計画相談支援		人	241	301	349	394
地域 相談支援	地域移行支援	人	3	3	3	3
	地域定着支援	人	0	1	1	1

【サービス見込量の確保方策】

基幹相談支援センターは障害者総合支援コーディネーターを配置し、相談支援事業所が専門的な指導助言や人材育成ができる体制を整え、相談支援の質の向上を図ります。

また、相談支援員研修についての情報提供を行い、相談支援員の数を増やす等の体制強化を図ります。

４　児童福祉法に基づくサービスの見込量と確保方策

４－１　サービスの概要と必要な見込量と確保方策

（１）障害児通所支援

障害児通所支援は、児童発達支援センターなどに障害児を自宅から通わせて、日常生活における基本的動作の指導、生活に必要な知識技能の提供または集団生活への適応のための訓練を行うことを目的とした事業です。具体的には、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援があります。

サービス名	サービスの内容
児童発達支援	障害児（未就学）を対象とし、日常生活の自立支援や機能訓練などを行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹機能の障害児に対する児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	主に小学生から高校生までの学校に通っている障害児に対し、学校の帰りや夏休みなどの長期休暇に療育を行います。
保育所等訪問支援	保育所や幼稚園などに２週間に１回程度訪問し、障害児や保育士等に対して、集団生活に適応するための専門的支援を行います。

障害児通所支援の見込量（月間）

サービス種別	単位	令和４年度 実績	令和６年度	令和７年度	令和８年度
児童発達支援	人日分	696	852	870	870
	人	120	147	150	150
医療型児童発達支援	日	0	10	10	10
	人	0	1	1	1
放課後等デイサービス	人日分	3,360	4,366	4,977	5,674
	人	314	373	406	443
保育所等訪問支援	人日分	120	130	137	150
	人	80	90	95	100

【サービス見込量の確保方策】

子育て支援施設や青い実学園、保健センター、特別支援学校等との連携を図ることにより、障害児通所支援のニーズや利用実態の把握を行い、サービス提供体制を整備します。

（２）居宅訪問型児童発達支援

障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に適正な療育が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して療育を行うサービスです。

障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を実施します。

居宅訪問型児童発達支援の見込量（月間）

サービス種別	単位	令和４年度 実績	令和６年度	令和７年度	令和８年度
居宅訪問型児童発達支援	人日分	9	9	9	9
	人	3	3	3	3

【サービス見込量の確保方策】

重度の障害などのために外出が著しく困難な障害児に療育が提供できるよう、サービス提供事業者を育成し、居宅訪問によるサービスが行える体制を整備します。

（３）障害児入所支援（県事業）

障害児入所支援は、福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。障害児を入所させて、保護、日常生活の指導など様々な支援を行います。

障害児入所支援の見込量（月間）

サービス種別	単位	令和４年度 実績	令和６年度	令和７年度	令和８年度
福祉型児童入所支援	人	2	1	1	1
医療型児童入所支援	人	0	0	0	0

【サービス見込量の確保方策】

埼玉県が行う事業のため、市が提供するものではありませんが、障害児の自立に向け、情報提供や今後の地域生活移行に協力していきます。

（４）障害児相談支援等

サービス名	サービスの内容
障害児相談支援	児童通所支援サービスを利用するすべての障害児を対象に、サービス等利用計画などの作成やサービス提供事業所などと連絡調整、モニタリングなどを行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを随時配置し、医療的ケア児への支援を行います。

障害児相談支援の見込量（年間）

サービス種別	単位	令和４年度 実績	令和６年度	令和７年度	令和８年度
障害児相談支援	人	434	581	623	665
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人	3	3	3	3

【サービス見込量の確保方策】

保健センターや保育園・幼稚園、学校等と相談支援事業所が連携をして障害児の支援ができる体制を整備します。

また、相談支援員研修についての情報提供を行い、相談支援員の数を増やす等の体制強化を図ります。

（５）障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズと提供体制

子ども・子育て支援等における幼稚園、保育所などの障害児への提供体制は以下のとおりです。

利用者数の目標

単位：人

施設名	令和４年度 実績	令和６年度		令和７年度		令和８年度	
		量の 見込み	提供体制	量の 見込み	提供体制	量の 見込み	提供体制
幼稚園	31	32	32	33	33	34	34
保育所	86	96	96	96	96	96	96
認定こども園	6	6	6	6	6	6	6
特定地域型 保育事業※1	1	1	1	1	1	1	1
認可外（地方 単独事業）※2	―	―	―	―	―	―	―
放課後児童 健全育成事業 ※3	12	14	14	15	15	16	16

※1：小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育
※2：地方自治体が一定の基準に基づき運営費支援を行っている認可外保育施設
※3：子ども・子育て支援法第 59 条に定める当該事業の「実人数」を記載

【サービス見込量の確保方策】

子ども・子育て支援計画に基づき、受け入れ体制を整備します。

５　地域生活支援事業の見込量と確保方策

５－１　主な地域生活支援事業の見込量と確保方策

（１）相談支援事業

相談支援事業は、障害者やその家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言などを行うものです。

地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターや相談支援専門員を配置する指定相談支援事業所に委託し実施しています。また、自立支援協議会では、代表者会議をはじめ、実務者会議、４つの専門部会（こども部会、精神相談部会、就労部会、ホームヘルプサービス部会）で構成しており、個別案件への対応やサービスの利用状況などを確認し、さらに地域課題にも取り組んでいます。

事業の実施の有無または見込量

事業名		単位	令和４年度 実績	令和６年度	令和７年度	令和８年度
理解促進研修・啓発事業		実施の有無	実施	実施	実施	実施
障害者相談支援事業	相談支援事業所（委託相談）	箇所	3	3	3	3
	基幹相談支援センター	実施の有無	実施	実施	実施	実施
	自立支援協議会		実施	実施	実施	実施
基幹相談支援センター機能強化事業			実施	実施	実施	実施

【事業見込量の確保方策】

障害者の多様な相談ニーズに的確に対応できるよう相談体制の充実を図るほか、障害のある当事者にとって最もふさわしいサービスを選択し、受けることができる、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を整備します。

（２）成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業

判断能力が不十分な障害者に対する成年後見制度の普及を図るとともに、制度利用に向けた支援を行います。

また、成年後見制度を利用するにあたって費用を負担することが困難な方に対して、審判の申立ての費用及び後見人等への報酬の助成を行います。

成年後見制度法人後見支援事業は、障害者の権利擁護のため、業務を適切に行う体制整備と市民後見人の活用も含めた法人後見の活動支援などを行う事業です。

事業名	単位	令和４年度 実績	令和６年度	令和７年度	令和８年度
成年後見制度利用 支援事業	件／年	4	6	7	8

【事業見込量の確保方策】

社会福祉協議会のあんしんサポートネットの利用者や低所得の障害者などが成年後見制度を利用できるよう、広く周知をし、関係機関との連携を図ります。

成年後見制度法人後見支援事業は、社会福祉協議会と連携し、障害者の権利擁護を図ります。

（３）意思疎通支援事業

意思疎通支援事業は、手話通訳や要約筆記などの方法により、障害者と障害のない方のとの意思疎通の支援を行うものです。聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障のある方が利用しています。

事業の見込量（月間）

事業名		単位	令和４年度 実績	令和６年度	令和７年度	令和８年度
意思疎通 支援事業	手話通訳者 派遣事業	件 （実利用見込件数）	54	60	60	60
	手話通訳者 設置事業	箇所 （実設置見込箇所数）	1	1	1	1
	要約筆記者 派遣事業	件 （実利用見込件数）	1	1	1	1

【事業見込量の確保方策】

意思疎通支援については、聴覚障害の他、視覚障害、高次脳機能障害の方などへの支援も含まれますが、国の指針に即し、上記事業を進めてまいります。

（４）日常生活用具給付等事業

日常生活を容易にするために、障害内容に応じて介護・訓練支援用具や排泄管理支援用具などの日常生活用具を給付します。

事業の見込量（年間）

事業名	単位	令和４年度 実績	令和６年度	令和７年度	令和８年度
日常生活用具給付等事業	件	2,897	2,900	2,900	2,900
介護・訓練支援用具	件	9	10	10	10
自立生活支援用具	件	13	15	15	15
在宅療養等支援用具	件	8	10	10	10
情報・意思疎通支援用具	件	21	25	25	25
排泄管理支援用具	件	2,844	2,850	2,850	2,850
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件	2	5	5	5

【事業見込量の確保方策】

障害者の自立生活や便宜を図るため、必要とする用具が必要な方に給付できるようホームページや基幹相談支援センター、相談支援事業所等を通じて制度の周知及び利用の促進を図ります。

（５）手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員養成研修事業は、聴覚障害者の生活及び関連する福祉制度についての理解と認識を深め、手話で日常会話を行うために必要な手話語彙及び手話表現技術を習得することを目的としています。

事業の見込量（年間）

事業名	単位	令和４年度 実績	令和６年度	令和７年度	令和８年度
手話奉仕員養成研修事業	人 （実利用見込数）	31	50	50	50

【事業見込量の確保方策】

手話奉仕員養成研修事業を開催し、手話派遣事業登録者の技術の向上と拡充を図ります。

（６）移動支援事業

屋外での移動が困難な障害児・者に、円滑な外出ができるよう、ヘルパーにより移動を支援します。

事業の見込量（年間）

事業名	単位	令和４年度 実績	令和６年度	令和７年度	令和８年度
移動支援事業	人 （実利用見込数）	96	100	100	100
	時間 （延べ利用見込時間数）	781	800	800	800

【事業見込量の確保方策】

障害者の外出や余暇活動がスムーズに行われるよう、制度の周知を行うとともに、サービス提供事業者の参入促進や研修情報の提供等を行い、より質の高いサービスが提供できるよう体制の充実を図ります。

（7）地域活動支援センター事業

地域活動支援センター事業は、主に精神障害者などを対象に、内職やショップ販売・管理、調理・接客などといった仕事やレクリエーション活動及び憩いの場の提供などを通じ、その人に合った社会参加を促進します。

事業の見込量（年間）

事業名	単位	令和４年度 実績	令和６年度	令和７年度	令和８年度
地域活動支援センター	箇所 （実施見込箇所数）	4	4	4	4
	人 （実利用見込者数）	207	130	130	130

【事業見込量の確保方策】

利用者の社会参加のため、引き続き事業を実施していきますが、今後については、障害者の利用状況を把握し事業者との調整を図りながら、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを提供できる事業所への移行についても検討を行っていきます。

５－２　その他の地域生活支援事業（任意事業）の見込量と確保方策

自立した日常生活または社会生活を営むために必要な事業として、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業、聴覚障害者相談員設置事業、社会参加促進事業などを実施し、障害者や障害者の家族に必要な支援を行います。

事業名	事業の概要及び確保の方策
訪問入浴サービス事業	家庭での入浴が困難な身体障害者に対し、移動入浴車により家庭に訪問し、入浴サービスを提供する事業です。
日中一時支援事業	日常的に介護をしている家族の休息を目的に、障害者（児）を日帰りにより一時的に預かり、障害者（児）の日中における活動の場を提供する事業です。
聴覚障害者相談員設置事業	手話が行える相談員が、聴覚障害者の日常生活、社会生活上の相談に応じるとともに、必要に応じて、関係機関と協力して対応するなどの相談支援を行う事業です。
社会参加促進事業	スポーツ・レクリエーション教室、手話講習会、福祉タクシー利用助成券交付事業など、障害者の社会参加を促進する事業です。

事業の見込量（年間）

事業名		単位	令和４年度 実績	令和６年度	令和７年度	令和８年度
訪問入浴サービス事業		回 （利用回数）	405	400	400	400
日中一時支援事業		日 （利用日数）	4,873	4,840	4,840	4,840
		人 （実利用見込者数）	111	110	110	110
聴覚障害者相談員設置事業		人 （設置者数）	1	1	1	1
		件数 （相談件数）	1,763	2,000	2,000	2,000
社会参加促進事業	スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	件	20	12	12	12
	点字・声の広報等発行事業	回 （発行回数）	24	24	24	24
	手話講習会	回 （開催回数）	80	80	80	80
	自動車運転免許取得助成事業	件	0	1	1	1
	自動車改造助成事業	件	5	9	9	9
	福祉タクシー利用助成事業	件	16,101	16,000	16,000	16,000
	自動車燃料購入助成事業	件	21,804	21,800	21,800	21,800
	ハンディキャブ運行事業	件	724	700	700	700

【事業見込量の確保方策】

社会参加や家族の負担を軽減し、日常生活を営むのに必要な事業の周知を図るとともに、サービス提供事業者の参入促進等を行い、より質の高いサービスが提供できるよう図ります。

第５章　障害者福祉プランの推進

１　計画の推進体制及び進行管理の方法

（１）計画の推進体制

障害者施策は、福祉、保健、医療、雇用、教育、まちづくりをはじめとした生活環境の整備など幅広い分野にわたっているため、関係課及び関係機関との密接な連携を図り、総合的かつ効果的に推進します。

また、計画の進行管理において、各種取り組みの進捗状況、サービスの目標値や見込量の達成状況を点検、評価し、その結果を次の計画に反映させるＰＤＣＡ※サイクルを実施していきます。

①　関係各課による事業評価の実施

所管の取り組みの進捗状況の報告や評価を通じて、改善を図りながら計画を推進します。

②　狭山市障害者福祉プラン懇談会による確認

定期的に狭山市障害者福祉プラン懇談会を開催し、取り組みの進捗状況の点検及び評価を行います。

③　狭山市自立支援協議会・狭山市社会福祉審議会への報告

定例的に取り組みの進捗状況について報告し、協議していく中でその意見を踏まえ、効果的に推進していきます。

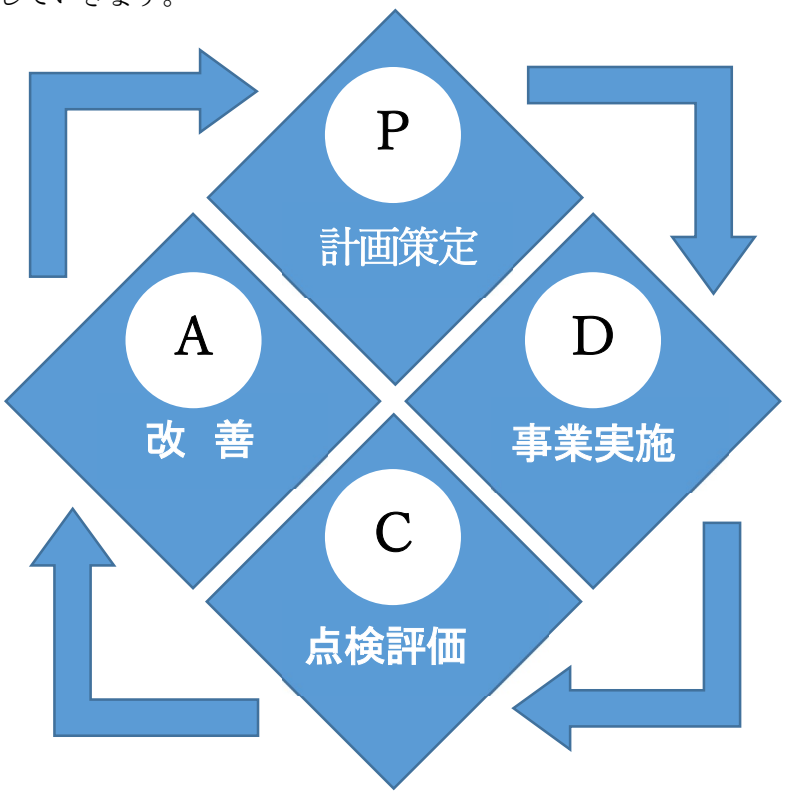

※ PDCA とは、P（Plan）D（Do）C（Check）A（Act）の頭文字を揃えたもので、計画策定（Plan）→事業実施（Do）→点検評価（Check）→改善（Act）の流れを次の計画に活かしていく プロセスのことをいう

（２）進行管理の方法

本計画の施策の成果指標及び各所管の取り組みの進捗状況については、年度ごとに各実施関係課において自己点検・評価を行います。さらに、狭山市障害者福祉プラン懇談会での点検・評価を得るとともに、狭山市自立支援協議会、狭山市社会福祉審議会へ報告し広く意見を伺い公表することとします。

なお、その評価の内容に基づき、次年度の取り組みを見直し効果的に推進していきます。

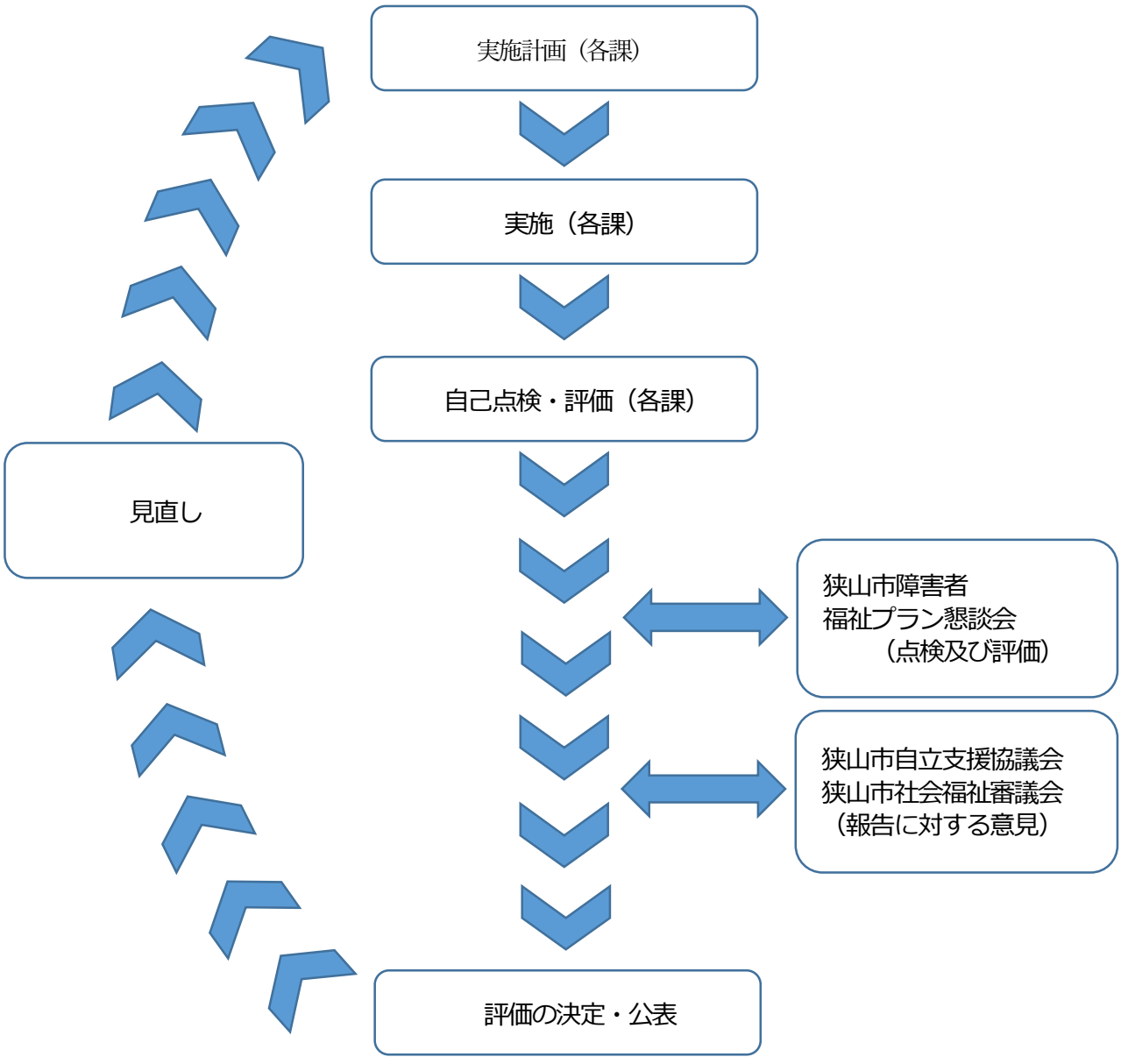

２　持続可能な地域共生社会のための施策の推進

（１）ＳＤＧｓの取り組み方針

ＳＤＧｓとは、2015 年９月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標で、17 のゴール・169 のターゲットから構成されています。

本市では SDGs の理念をふまえて行政経営に取り組んでいることから、関連する主な SDGs のゴールに向けて、第６次狭山市障害者福祉プランにおける施策を推進します。

	ゴール１　貧困をなくそう ・就労の機会や就労支援施設の利用を進めます。 ・国などの手当等について各種制度の利用を進めます。
	ゴール３　すべての人に健康と福祉を ・障害福祉サービスなどの推進を図ります。 ・健康づくりの推進を図ります。
	ゴール４　質の高い教育をみんなに ・児童生徒の相談支援体制の充実を図ります。 ・インクルーシブ教育の充実を図ります。
	ゴール８　働きがいも経済成長も ・就労の機会の拡充を図ります。 ・就労移行支援事業及び職場定着支援の充実を図ります。
	ゴール１０　人や国の不平等をなくそう ・あいサポート運動など、障害への理解を深める取り組みを進めます。 ・成年後見制度の周知を図り、利用を促進します。
	ゴール１１　住み続けられるまちづくりを ・地域で自立した生活を送るためのグループホームなどの整備を進めます。 ・地域における災害時対応の充実を図ります。
	ゴール１７　パートナーシップで目標を達成しよう ・「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域住民が役割を持ち、支え合いながら活躍できる地域共生社会の実現に向けて取り組みます。

資　料　編

1　狭山市障害者福祉プラン懇談会設置要綱

（目的）

第１条　障害者福祉プランの策定及び円滑な推進を図るため、狭山市障害者プラン懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　懇談会は、狭山市障害者福祉プランの策定及び円滑な推進に関し、必要な事項を協議する。

（組織）

第３条　懇談会は、委員２０人以内をもって組織する。

２　委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

（１）障害者団体に属する者又はその家族の者

（２）地域福祉活動を行う団体に属する者

（３）教育関係機関に従事する者

（４）障害者福祉に関する事業に従事する者

（５）その他市長が必要と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は２年とし、再任を妨げない。

２　委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（臨時委員）

第５条　特別の事項を協議するため必要があるときは、懇談会に臨時委員を置くことができる。

２　臨時委員は、特別の事項に関し、市役所職員のうちから、市長が委嘱する。

（会長及び副会長）

第６条　懇談会に会長及び副会長１人を置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

３　会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第７条　懇談会は、会長が招集し、その議長となる。

２　懇談会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

３　懇談会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（解嘱又は解任）

第8条　委員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、市長は、第４条の規定にかかわらず、これを解嘱又は解任することができる。

（１）　職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられないと認められる場合

（２）　委員にふさわしくない行為を行ったと認められる場合

（３）　その他当会の運営に支障をきたすと認められる場合

（庶務）

第９条　懇談会の庶務は、福祉部障がい者福祉課において処理する。

（委任）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、懇談会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成１１年１１月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１５年7月１５日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１８年１２月７日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２４年4月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２７年4月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２７年5月７日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２９年4月18日から施行する。

附　則

この要綱は、令和4年3月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和5年4月１８日から施行する。

2　狭山市障害者福祉プラン懇談会委員名簿

（区分ごとの五十音順・敬称略）　令和6年3月現在）

区分	氏　名	所 属 等	役 職
1	大橋　啓美	狭山市聴覚障害者の会	
1	門坂　美恵	さやまのペンギン村	
1	苅谷　浩三	狭山市車椅子と仲間の会	会長
1	鎌田　勝弘	狭山視覚障害者の会	
1	小森　洋子	高次脳機能障害　家族の会さやま	副会長
1	菅原　淑江	狭山手をつなぐ親の会	
1	鈴木　辰雄	狭山市精神障害者家族会（狭山こぶしの会）	
2	白﨑　祥一	社協ボランティア	
2	大橋　康雄	狭山市民生委員・児童委員協議会	
3	原口　展昭	埼玉県立狭山特別支援学校	
3	斉藤　弘樹	狭山市教育指導課	
4	原田　雅臣	社会福祉法人　みのり福祉会	
4	大森　頼子	社会福祉法人　茶の花福祉会	
4	尾崎　弥生	社会福祉法人　新	
4	青木　智也	社会福祉法人　こぶし福祉会	
4	嵯峨　憲司	株式会社　メルフィス	
4	松原　政美	狭山市富士見・中央地域包括支援センター	

※ 区分　・・・1. 障害者団体に属する者又はその家族の者
・・・2. 地域福祉活動を行う団体に属する者
・・・3. 教育関係機関に従事する者
・・・4. 障害者福祉に関する事業に従事する者

3　施設一覧

（1）狭山市内の障害者支援施設等（介護給付・訓練等給付）

令和6年3月末

設置者（法人）の名称	事業所名	所在地	電話番号	施設入所	短期入所		生活介護	就労移行	就労継続		就労定着
					空床他	単・併		一般	A型	B型	
(福)みのり福祉会	多機能型支援施設 みのり	入間川3273-23	04-2954-8566				65			25	
(福)新	中新田自立スクエア	中新田73-3	04-2958-7832	40	○	4	50			10	
(福)茶の花福祉会	大樹の森	加佐志244-1	04-2958-2941	52	○	6	53				
(福)茶の花福祉会	さやま大樹作業所	狭山47-28	04-2955-8008							37	
(福)茶の花福祉会	大樹の家	狭山47-29	04-2955-2941	55	○	5	59				
(特非)ぶどうの会	オアシス作業所	笹井3260-2	04-2955-8900							37	
(福)みのり福祉会	多機能型支援施設 はばたき	新狭山3-8-5	04-2968-6970					6		20	
(福)みのり福祉会	就労定着支援事業 ワークアップサポート	新狭山3-8-5	04-2968-6970								○
(福)こぶし福祉会	リバーサイド	鵜ノ木28-9	04-2900-3301							20	
(福)茶の花福祉会	ほりがね大樹作業所	堀兼969-1	04-2950-2941							40	
(株)ウェルフェアD	ウェルフェアD狭山	祇園5-12 甲田ビルB棟	04-2946-9697						15		
(株)ウェルフェアD	ウェルフェアD狭山Ⅱ	入間川2-6-22 第2甲田ビル2B	04-2946-8934						20		
(株)モードファイブ	aloha狭山	南入曽459-1	04-2937-4503					6		14	
(福)こぶし福祉会	ルッカ	入間川2-6-22 第2甲田ビル3 階A・B号室	04-2941-6422							20	
(福) 東雲会	しののめ	加佐志139-1	04-2968-6680			6	35				
(株) モードファイブ	aloha新狭山	新狭山2-14-2 レクセル新狭山111	04-2937-5937							20	

設置者（法人）の名称	事業所名	所在地	電話番号	施設入所	短期入所		生活介護	就労移行	就労継続		就労定着
					空床他	単・併		一般	A型	B型	
(株) 旭野	しろつめ	柏原1158-1　リバティースクウェア102	04-2968-8655							20	
(株) メルフィス	Design Base	狭山台１丁目11-3 アマン狭山台1F	04-2937-6563							20	
WOOOLY (株)	ウーリー新狭山	新狭山２－１５－７　髙橋ビル３階	04-2955-5560							20	
(福)新	結	入間川1-22-12	04-2968-4795		児	5					
ソーシャルインクルー(株)	短期入所狭山上赤坂	上赤坂471－23	04-2936-6251			1					
千佳 (株)	ライフベースさやま	東三ツ木351-15	042-935-3287			18					

（2）狭山市内のグループホーム（訓練等給付）

設置者（法人）の名称	事業所名	共同生活住居名称	所在地	電話番号	定員
社会福祉法人新	桜	桜	上広瀬１－５－１７	042-952-1021	4
社会福祉法人新	桜	葵	富士見１－２２－５	04-2956-8356	4
社会福祉法人新	桜	桜並木まふ	柏原４２３７	04-2968-4808	13
社会福祉法人新	桜	蓮	柏原３４０５－１４４	04-2941-3407	4
社会福祉法人新	桜	木蓮	柏原３４０５－２１４	04-2968-6624	5
社会福祉法人新	桜	結	入間川１－２２－１２	04-2968-4795	4
社会福祉法人新	桜	ポプラ	堀兼２３７６－４	04-2937-7754	5
社会福祉法人新	桜	楓	柏原４２７０	04-2902-5004	4
社会福祉法人茶の花福祉会	グループホームさやま大樹	グループホーム　さやま大樹	狭山４７－２９	04-2955-2944	7
社会福祉法人茶の花福祉会	グループホームさやま大樹	グループホームさやま大樹第二A	狭山３２－１９	04-2955-2944	5
社会福祉法人茶の花福祉会	グループホームさやま大樹	グループホームさやま大樹第二B	狭山３２－１９	04-2955-2944	5
社会福祉法人みのり福祉会	グループホームみどり	グループホームみどり	入間川1469番地の57	04-2946-9371	4
社会福祉法人みのり福祉会	グループホームみどり	グループホームあおぞら	入間川1442-3		11
社会福祉法人みのり福祉会	グループホームみどり	グループホームあかね	入間川１４４２－４	04-2941-3665	10

設置者（法人）の名称	事業所名	共同生活住居名称	所在地	電話番号	定員
社会福祉法人 みのり福祉会	グループホーム みどり	グループホームあおば	入間川字下窪１７３０番地１	04-2950-0311	18
社会福祉法人 茶の花福祉会	グループホーム かざし大樹	グループホームかざし大樹	加佐志２４６－１	04-2958-0088	7
ソーシャルインクルー 株式会社	ソーシャルインクルーホーム狭山上赤坂	ソーシャルインクルーホーム 狭山上赤坂Ⅰ	大字上赤坂４７１－２３	04-2936-6251	10
ソーシャルインクルー 株式会社	ソーシャルインクルーホーム狭山上赤坂	ソーシャルインクルーホーム 狭山上赤坂Ⅱ	大字上赤坂４７１－２３	04-2936-6251	10
合同会社ウィステリア	グループホーム ひなた	グループホームひなた１号棟	広瀬台１丁目２４－１４	04-2900-3090	4
合同会社ウィステリア	グループホーム ひなた	グループホームひなた２号棟	中央４丁目２８－２	04-2950-3420	4
医療法人森田クリニック	グループホーム ラフォーレ	ラフォーレ１号棟	東三ツ木１８２－２１	07022361813	6
医療法人森田クリニック	グループホーム ラフォーレ	ラフォーレ２号棟	中央３－５－２	07022361813	4
医療法人森田クリニック	グループホーム ラフォーレ	ラフォーレ３号棟	笹井２－２２－３０	04-2946-7593	4
医療法人森田クリニック	グループホーム ラフォーレ	ラフォーレ４号棟	広瀬東４－１０－１０	04-2946-7593	5
合同会社 ウェルサポカスミ	グループホーム さくら	さくら中新田	中新田 160-22	09091501961	4

（3）狭山市内の相談支援事業所

設置者（法人等）の名称	事業所名	所在地	電話番号
狭山市	障害者基幹相談支援センター （みのり福祉会、茶の花福祉会、こぶし福祉会へ委託）	富士見 1-1-11	04-2937-7771
狭山市	障害者就労支援センター （みのり福祉会へ委託）	富士見 1-1-11	04-2937-7864
社会福祉法人茶の花福祉会	大樹の家　生活支援室	狭山４７－２９	04-2955-2946
社会福祉法人こぶし福祉会	地域生活支援センター スペースきずな	鵜ノ木２８－９	04-2900-3341
社会福祉法人みのり福祉会	生活支援センター　日向	東三ツ木 223-26	04-2954-8822
株式会社顧愛	相談支援事業所　寿	中央一丁目 ４６番地８号	04-2999-3030
株式会社メルフィス	相談支援センター　優愛	富士見２－２２－３２ サンヴェール富士見２０１	04-2935-3402
株式会社 アロハホールディングス	ＬＳ狭山	南入曽４５９番１号 北田ビル２Ｆ	04-2937-4503
社会福祉法人　東雲会	相談支援事業所あさひ	加佐志１３９－１	04-2941-2122

（4）地域活動支援センター

設置者(法人)の名称	事業所名	所在地 (大字地番)	電話番号	定員
(福)こぶし福祉会	あいろこいろ	新狭山2-9-11	04-2953-2250	25
(福)こぶし福祉会	こぶしの家	南入曽935	04-2959-5977	25
(福)こぶし福祉会	ショップみちくさ	東三ツ木275-3	04-2955-4046	25
(福)こぶし福祉会	スペースきずな	鵜ノ木28-9	04-2900-3341	25

（5）デイケア施設（セルフグループ）

設置者（法人）の名称	事業所名	所在地 (大字地番)	電話番号
	工房夢来夢来	狭山台2-1　元気プラザ内	04-2956-5364

（６）障害児施設

設置者（法人等）の名称	事業所名	所在地	電話番号	種別	定員
狭山市	狭山市立青い実学園	柏原７５８－１	04-2952-3302	児童発達支援	30
狭山市	狭山市立青い実学園	柏原７５８－１	04-2952-3302	保育所等訪問支援	
狭山市	狭山市立青い実学園	柏原７５８－１	04-2952-3302	居宅訪問型 児童発達支援	
一般社団法人夢工房	こどもの家ひだまり	入間川一丁目２４番１９号	04-2952-7070	児童発達支援	10
特定非営利活動法人 ぽしぇっと	放課後等デイサービス 「ぽしぇっと」	笹井字東八木３０８６番地 １６	04-2953-6470	放課後等デイサービス	10
社会福祉法人新	まるっこ	中新田７３番地3	04-2958-7832	児童発達支援	10
社会福祉法人新	まるっこ	中新田７３番地3	04-2958-7832	放課後等デイサービス	10
株式会社くみちゃんち	くみちゃんランド	南入曽２９７－１１	04-2941-4314	放課後等デイサービス	10
学校法人渡辺学園	東京家政大学 かせい森の放課後等 デイサービス「つくし」	稲荷山２丁目１５－１	04-2955-6969	放課後等デイサービス	10
株式会社キーホームズ	ほめてこ入曽教室	水野４４０－３ 狭山ビル２Ｆ	04-2968-8741	児童発達支援	10
株式会社キーホームズ	ほめてこ入曽教室	水野４４０－３ 狭山ビル２Ｆ	04-2968-8741	放課後等デイサービス	10
社会福祉法人 みのり福祉会	児童発達支援センター あんず	東三ツ木字大沢 ２２３番２６号	04-2969-3355	児童発達支援	14
社会福祉法人 みのり福祉会	児童発達支援センター あんず	東三ツ木字大沢 ２２３番２６号	04-2969-3355	放課後等デイサービス	10
社会福祉法人 みのり福祉会	児童発達支援センター あんず	東三ツ木字大沢 ２２３番２６号	04-2969-3355	保育所等訪問支援	
株式会社メルフィス	キッズサポート ぱれっと	新狭山２－１５－７ 高橋ビル２階	04-2936-9460	放課後等デイサービス	10
株式会社メルフィス	キッズサポート にじいろ狭山	富士見２－４－８	04-2935-4294	児童発達支援	10
株式会社メルフィス	キッズサポート にじいろ狭山	富士見２－４－８	04-2935-4294	放課後等デイサービス	10
株式会社ヴィヴァン	放課後等デイサービス ウィズ・ユー狭山	入間川２－７－２沖山ビル １Ｆ	042-001-6263	放課後等デイサービス	10
株式会社メルフィス	スタディサポートＭＪ	富士見１丁目１番７号 ミトエポック１階１号室	04-2937-4023	放課後等デイサービス	10

設置者（法人等）の名称	事業所名	所在地	電話番号	種別	定員
株式会社キーホームズ	ほめてこ広瀬教室	広瀬東１丁目３番地１０号 ドエリングフラット１０１号室	04-2937-3333	児童発達支援	10
株式会社キーホームズ	ほめてこ広瀬教室	広瀬東１丁目３番地１０号 ドエリングフラット１０１号室	04-2937-3333	放課後等デイサービス	10
株式会社 アロハホールディングス	オハナピース狭山	南入曽４５９－１北田ビル １階	04-2937-5478	児童発達支援	10
株式会社 アロハホールディングス	オハナピース狭山	南入曽４５９－１北田ビル １階	04-2937-5478	放課後等デイサービス	10
株式会社　顧愛	Ｓｔｕｄｙ Ｓｔａｔｉｏｎ Ｖｉｖ	堀兼２１１２番地３	04-2950-1515	放課後等デイサービス	10
株式会社　顧愛	Ｓｔｕｄｙ Ｓｔａｔｉｏｎ Ｖｉｖ	堀兼２１１２番地３	04-2950-1515	保育所等訪問支援	
特定非営利活動法人 ぶどうの会	サスティナ	笹井３２１２番地１１	04-2953-3001	放課後等デイサービス	10
一般社団法人 とらいあんぐる	はっぴいばく	南入曽４６４ＯＫ会館１階	04-2968-4589	放課後等デイサービス	10
株式会社 アロハホールディングス	オハナピース 狭山インター	広瀬東３－４－１ 田島ビル２階	04-2935-7651	放課後等デイサービス	10
株式会社スマイルエス	コペルプラス　狭山教室	入間川２丁目3-3 朝日パリオ狭山１階	04-2968-7179	児童発達支援	10
株式会社キーホームズ	HometecoMiraiQ 狭山教室	富士見１丁目３－１０ アルカディア狭山Ⅰ　2F	04-2937-5322	放課後等デイサービス	10

第６次狭山市障害者福祉プラン

発　行　令和６年３月
埼玉県狭山市

編　集　狭山市福祉部障がい者福祉課
〒350-1380
埼玉県狭山市入間川１丁目 23 番５号
TEL 04-2953-1111(代表)　Fax 04-2952-0615

公式ホームページ　http://www.city.sayama.saitama.jp/